
令和 8 年 第145回（定例）新 温 泉 町 議 会 会 議 録（第 4 日）

令和 8 年 3 月11日（水曜日）

議事日程（第 4 号）

令和 8 年 3 月11日 午前 9 時開議

- 日程第 1 諸報告
- 日程第 2 発言取消しについて
- 日程第 3 報告第 1 号 専決処分の報告について
（専決第 2 号）損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について
- 日程第 4 承認第 2 号 専決処分の承認について
（専決第 3 号）令和 7 年度新温泉町一般会計補正予算（第10号）の専決処分について
- 日程第 5 議案第 4 号 新温泉町職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 5 号 新温泉町土地開発基金条例の廃止について
- 日程第 7 議案第 6 号 新温泉町消費生活センターの組織、運営等に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 7 号 新温泉町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 8 号 新温泉町企業版ふるさと納税基金条例の制定について
- 日程第10 議案第 9 号 新温泉町居組レストハウス条例の制定について
- 日程第11 議案第10号 新温泉町二日市ふれあいセンター条例の廃止について
- 日程第12 議案第11号 新温泉町火入れに関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第12号 新温泉町空家等対策の推進に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第13号 新温泉町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第15 議案第14号 新温泉町旧八田中学校及び旧照来小学校跡地体育施設条例の一部改正について
- 日程第16 議案第15号 新温泉町過疎地域持続的発展計画を定めることについて
- 日程第17 議案第16号 辺地に係る総合整備計画の変更について
（田中）
- 日程第18 議案第17号 辺地に係る総合整備計画の策定について
（熊谷）
- 日程第19 議案第18号 辺地に係る総合整備計画の策定について
（海上）
- 日程第20 議案第19号 公の施設に係る指定管理者の指定について

- (御火浦コミュニティセンター)
- 日程第21 議案第20号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(浜坂福祉センター)
- 日程第22 議案第21号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(浜坂野営場)
- 日程第23 議案第22号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(草太園地)
- 日程第24 議案第23号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(リフレッシュ館、森林総合利用促進施設及び新温泉町民プール)
- 日程第25 議案第24号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(メイプルセンター及びパークロッジ)
- 日程第26 議案第25号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(湯村温泉博覧館「夢千代館」)
- 日程第27 議案第26号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(湯村温泉東駐車場及び湯村温泉北駐車場)
- 日程第28 議案第27号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(健康公園)
- 日程第29 議案第28号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(上山高原ふるさと館、海上ふるさと体験ハウス及び青下ふるさと体験ハウス)
- 日程第30 議案第29号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(牧場公園第1ペアリフト)
- 日程第31 議案第30号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(諸寄基幹集落センター及び諸寄健康増進体育センター)
- 日程第32 議案第31号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(諸寄児童公園)
- 日程第33 議案第32号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(浜坂山村広場)
- 日程第34 議案第33号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(浜坂B & G海洋センター体育館)
- 日程第35 議案第34号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(浜坂すこやか広場)
- 日程第36 議案第35号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(浜坂相撲場)
- 日程第37 議案第36号 公の施設に係る指定管理者の指定について

(浜坂体育センター)

- 日程第38 議案第37号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(浜坂多目的公園グラウンドゴルフ場)
- 日程第39 議案第38号 令和7年度新温泉町一般会計補正予算(第11号)について
- 日程第40 議案第39号 令和7年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第41 議案第40号 令和7年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第42 議案第41号 令和7年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第43 議案第42号 令和7年度新温泉町下水道事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第44 議案第43号 令和7年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第45 議案第44号 令和8年度新温泉町一般会計予算について
- 日程第46 議案第45号 令和8年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第47 議案第46号 令和8年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第48 議案第47号 令和8年度新温泉町介護保険事業特別会計予算について
- 日程第49 議案第48号 令和8年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計予算について
- 日程第50 議案第49号 令和8年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計予算について
- 日程第51 議案第50号 令和8年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算について
- 日程第52 議案第51号 令和8年度新温泉町水道事業会計予算について
- 日程第53 議案第52号 令和8年度新温泉町下水道事業会計予算について
- 日程第54 議案第53号 令和8年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算について
- 日程第55 議案第54号 令和7年度新温泉町一般会計補正予算(第12号)について
- 日程第56 請願第1号 新温泉町議会の生中継及び録画配信に関する請願について
(議会運営委員会委員長報告)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 発言取消しについて
- 日程第3 報告第1号 専決処分の報告について
(専決第2号) 損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について
- 日程第4 承認第2号 専決処分の承認について
(専決第3号) 令和7年度新温泉町一般会計補正予算(第10号)

の専決処分について

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 5 | 議案第 4 号 | 新温泉町職員等の旅費に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 5 号 | 新温泉町土地開発基金条例の廃止について |
| 日程第 7 | 議案第 6 号 | 新温泉町消費生活センターの組織、運営等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 7 号 | 新温泉町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 8 号 | 新温泉町企業版ふるさと納税基金条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第 9 号 | 新温泉町居組レストハウス条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第10号 | 新温泉町二日市ふれあいセンター条例の廃止について |
| 日程第12 | 議案第11号 | 新温泉町火入れに関する条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第12号 | 新温泉町空家等対策の推進に関する条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第13号 | 新温泉町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第14号 | 新温泉町旧八田中学校及び旧照来小学校跡地体育施設条例の一部改正について |
| 日程第16 | 議案第15号 | 新温泉町過疎地域持続的発展計画を定めることについて |
| 日程第17 | 議案第16号 | 辺地に係る総合整備計画の変更について
(田中) |
| 日程第18 | 議案第17号 | 辺地に係る総合整備計画の策定について
(熊谷) |
| 日程第19 | 議案第18号 | 辺地に係る総合整備計画の策定について
(海上) |
| 日程第20 | 議案第19号 | 公の施設に係る指定管理者の指定について
(御火浦コミュニティセンター) |
| 日程第21 | 議案第20号 | 公の施設に係る指定管理者の指定について
(浜坂福祉センター) |
| 日程第22 | 議案第21号 | 公の施設に係る指定管理者の指定について
(浜坂野営場) |
| 日程第23 | 議案第22号 | 公の施設に係る指定管理者の指定について
(草太園地) |
| 日程第24 | 議案第23号 | 公の施設に係る指定管理者の指定について
(リフレッシュ館、森林総合利用促進施設及び新温泉町民プール) |
| 日程第25 | 議案第24号 | 公の施設に係る指定管理者の指定について
(メイプルセンター及びパークロッジ) |
| 日程第26 | 議案第25号 | 公の施設に係る指定管理者の指定について |

(湯村温泉博覧館「夢千代館」)

- 日程第27 議案第26号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(湯村温泉東駐車場及び湯村温泉北駐車場)
- 日程第28 議案第27号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(健康公園)
- 日程第29 議案第28号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(上山高原ふるさと館、海上ふるさと体験ハウス及び青下ふるさと体験ハウス)
- 日程第30 議案第29号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(牧場公園第1ペアリフト)
- 日程第31 議案第30号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(諸寄基幹集落センター及び諸寄健康増進体育センター)
- 日程第32 議案第31号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(諸寄児童公園)
- 日程第33 議案第32号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(浜坂山村広場)
- 日程第34 議案第33号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(浜坂B & G海洋センター体育館)
- 日程第35 議案第34号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(浜坂すこやか広場)
- 日程第36 議案第35号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(浜坂相撲場)
- 日程第37 議案第36号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(浜坂体育センター)
- 日程第38 議案第37号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(浜坂多目的公園グラウンドゴルフ場)
- 日程第39 議案第38号 令和7年度新温泉町一般会計補正予算(第11号)について
- 日程第40 議案第39号 令和7年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第41 議案第40号 令和7年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第42 議案第41号 令和7年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第43 議案第42号 令和7年度新温泉町下水道事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第44 議案第43号 令和7年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算(第3号)について

日程第45	議案第44号	令和8年度新温泉町一般会計予算について
日程第46	議案第45号	令和8年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算について
日程第47	議案第46号	令和8年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第48	議案第47号	令和8年度新温泉町介護保険事業特別会計予算について
日程第49	議案第48号	令和8年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計予算について
日程第50	議案第49号	令和8年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計予算について
日程第51	議案第50号	令和8年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算について
日程第52	議案第51号	令和8年度新温泉町水道事業会計予算について
日程第53	議案第52号	令和8年度新温泉町下水道事業会計予算について
日程第54	議案第53号	令和8年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算について
日程第55	議案第54号	令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第12号）について
日程第56	請願第1号	新温泉町議会の生中継及び録画配信に関する請願について （議会運営委員会委員長報告）

出席議員（14名）

1 番	中 村 茂君	2 番	寺 谷 英 一君
3 番	松 岡 佑 子君	4 番	岡 明 彦君
5 番	田 村 綱 正君	6 番	岡 坂 遼 太君
7 番	澤 田 俊 之君	8 番	森 田 善 幸君
9 番	浜 田 直 子君	10番	河 越 忠 志君
11番	中 井 次 郎君	12番	谷 口 功君
13番	小 林 俊 之君	14番	池 田 宜 広君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	島 木 正 和君	書記	中 家 亨君
----	----------	----	--------

説明のため出席した者の職氏名

町長	西 村 銀 三君	副町長	西 村 徹君
教育長	森 田 篤 志君	温泉総合支所長	小 谷 豊君
牧場公園長	廣 瀬 泰 徳君	総務課長	中 井 勇 人君
企画課長	西 脇 一 行君	税務課長	石 原 通 孝君

町民安全課長	村 尾 国 治君	健康課長	島 田 秀 則君
福祉課長	松 本 晃君	商工観光課長	谷 口 薫君
農林水産課長	原 憲 一君	建設課長	森 田 忠 浩君
上下水道課長	谷 岡 文 彦君	浜坂病院事務長	松 岡 宏 典君
介護老人保健施設ささゆり事務長	中 島 昌 彦君	会計管理者	山 本 幸 治君
こども教育課長	朝 野 繁君	生涯教育課長	中 尾 良 平君
調整担当	谷 口 修 一君	代表監査委員	島 田 信 夫君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（池田 宜広君） 皆さん、おはようございます。

第 1 4 5 回新温泉町議会定例会 4 日目の会議を開催するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日 3 月 1 1 日は、平成 2 3 年に発生をいたしました東日本大震災から 1 5 年を迎える日であります。この未曾有の大災害により、かけがえのない多くの貴い命が失われました。ここに、犠牲となられた皆様に対し、衷心より哀悼の誠をささげますとともに、御遺族の皆様、今なお困難な状況の中におられる皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

私たちは、この震災の記憶と教訓を決して風化させることなく、防災、減災への取組をより一層強化し、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に努めていかなければなりません。

本日は、震災発生時刻の午後 2 時 4 6 分になりましたら、震災により亡くなられた方々の御冥福をお祈りするため、黙禱を行います。皆様の御協力をよろしくお願いをいたします。

さて、議員各位には、御多用のところ、御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本日は、休会中に各常任委員会が開かれ、それぞれ所管事務調査が行われましたので、その結果の報告、提出議案であります条例の改正、事件案、補正予算案など、議事を進めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、諸般の議事運営に御協力を賜り、適切妥当な議決が得られますようお願いを申し上げ、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は 1 3 名で、定足数に達しておりますので、第 1 4 5 回新温泉町議会定例会 4 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第 1 諸報告

○議長（池田 宜広君） 日程第 1、諸報告に入ります。

まず、議長から報告をいたします。

去る令和 8 年 3 月 2 日の会議以来、それぞれの会合に出席をしておりますが、別紙、

議会対外的活動報告を見ていただくことで省略をいたします。

次に、議会運営委員会が令和8年3月2日に開かれておりますので、副委員長から報告をお願いします。

河越副委員長。

○議会運営委員会副委員長（河越 忠志君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

開催日時は、令和8年3月2日、全員協議会の終了後であります。

協議事項は、まず、第145回新温泉町議会定例会町長提出追加議案について、議案第54号、令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第12号）については、令和8年3月11日、本日でありますけれども、4日目の審議日程に加えることといたしました。

次に、新温泉町議会の生中継及び録画配信に関する請願についてであります。賛成多数で委員会として採択することといたしました。

その次に、陳情書についてであります。大庭認定こども園に関する議会運営の改善を求める陳情書、これ、2件、それと、大庭認定こども園園舎耐震補強・改修事業の債務負担行為の削除したことの説明と、意見聴取の場を設けることへの陳情書1件、計3件でありますけれども、委員会内で意見交換にとどめることといたしました。

次に、閉会中の継続調査申出については、1つ目が、次期議会開催に関する事例について、2番目が議長の諮問に関する調査研究について、3番目に、議長の臨時会招集請求権の付与について、以上3件を議長に申し出ることといたしました。

それから、5番目に、町長の発言取消しの申出については、一般質問の際の発言に関するものですが、委員会として承認することといたしました。

そのほか、補正予算案の審議方法に関する変更を求める意見が出されましたが、後日の議会運営委員会で協議することとなりました。

以上で3月2日開催の議会運営委員会の報告といたします。

○議長（池田 宜広君） 河越副委員長、ありがとうございました。

暫時休憩します。

午前9時06分休憩

午前9時06分再開

○議長（池田 宜広君） 再開いたします。

次に、休会中の所管事務調査として各常任委員会が開催をされておりますので、それぞれ委員長から報告をお願いします。

初めに、総務産建常任委員会が令和8年3月4日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いします。

澤田委員長。

○総務産建常任委員会委員長（澤田 俊之君） 皆さん、おはようございます。総務産建

常任委員会の報告をいたします。

令和8年3月4日開催。牧場公園課、農林水産課、建設課、税務課、商工観光課、企画課、総務課、議会事務局の所管事務調査を行いました。

牧場公園課は、報告事項7件です。1、来園者の状況、2、動物の飼育状況、3、緑地健康増進施設の利用状況、4、農産物加工室の利用状況、5、来園者の受入れ状況、6、博物館入館者数、7、その他として、ちょっと早めのクリスマス、ぜんざいの振る舞い、スキー教室、雪玉ストラックアウトゲーム、雪まつり代替イベント、兵庫県立但馬牧場公園管理運営委員会、新聞等での牧場公園関連報道の実績、SNSでの情報発信実績です。詳細については、委員会資料を御清覧ください。

協議事項は1件です。令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第11号）については、委員会として了承しました。

農林水産課は、報告事項9件です。1、農産物等利用促進事業の概要について、2、新温泉町地域資源循環施設整備検討委員会の最終報告について、3、浜坂漁港水産生産基盤整備事業の概要について、4、新温泉町農林振興事業費補助金交付要綱の一部改正について、5、新温泉町子牛流死産互助共済事業実施要綱の一部改正について、6、新温泉町地域資源循環型農業推進委員会設置要綱の制定について、7、新温泉町鳥獣被害防止総合対策事業補助金交付要綱の一部改正について、8、新温泉町有害鳥獣捕獲班確保対策事業補助金交付要綱の一部改正について、9、新温泉町新規免許取得者確保対策事業補助金交付要綱の一部改正についてです。詳細については、委員会資料を御清覧ください。

協議事項は4件です。1、新温泉町二日市ふれあいセンター条例の廃止について、2、新温泉町火入れに関する条例の一部改正について、3、公の施設に係る指定管理者の指定について（諸寄基幹集落センター及び諸寄健康増進体育センター）、4、令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第11号）については、いずれも委員会として了承しました。

建設課は、報告事項3件です。1、新温泉町住宅耐震改修促進事業実施要綱の一部改正について、2、新温泉町民間集合賃貸住宅等建設事業補助金交付要綱の一部改正について、3、除雪及び積雪状況についてです。詳細については、委員会資料を御清覧ください。

協議事項は5件です。1、専決処分の承認について、令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第10号）の専決処分について、2、新温泉町空家等対策の推進に関する条例の一部改正について、3、公の施設に係る指定管理者の指定について（諸寄児童公園）、4、令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第11号）について、5、令和7年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第3号）については、いずれも委員会として了承しました。

税務課は、報告事項2件です。1、令和7年度町税徴収実績について、2、令和8年

度税制改正に対応するための税条例の専決処分についてです。詳細については、委員会資料を御清覧ください。

商工観光課は、報告事項2件です。1、令和7年度事業の報告については、リフレッシュ館プール改築工事についてです。2、要綱の制定及び一部改正については、1、新温泉町生活応援クーポン券事業実施要綱の制定について、2、新温泉町事業者賃上げ応援奨励金給付要綱の制定について、3、新温泉町空き家流通促進支援事業補助金交付要綱の制定について、4、新温泉町中小企業働きやすい職場づくり支援事業補助金交付要綱の一部改正についてです。詳細については、委員会資料を御清覧ください。

協議事項は3件です。1、条例の制定については、1、新温泉町企業版ふるさと納税基金条例の制定について、2、新温泉町居組レストハウス条例の制定について、2、公の施設に係る指定管理者の指定については、1、浜坂野営場、2、草太園地、3、リフレッシュ館、森林総合利用促進施設及び新温泉町民プール、4、メイプルセンター及びパークロッジ、5、湯村温泉博覧館「夢千代館」、6、湯村温泉東駐車場及び北駐車場、7、健康公園、8、上山高原ふるさと館、海上ふるさと体験ハウス及び青下ふるさと体験ハウス、9、牧場公園第1ペアリフトについてであり、いずれも委員会として了承しました。3、令和7年度一般会計補正予算（第11号）については、賛成4名、反対2名、賛成多数で委員会として了承しました。

企画課は、報告事項6件です。1、第2次新温泉町総合計画の実施計画（令和8年～令和10年度）について、2、新温泉町縁結び同窓会応援事業補助金交付要綱の制定について、3、浜坂駅ペイ事業実施要綱の制定について、4、新温泉町再生可能エネルギー導入促進事業費補助金交付要綱の一部改正について、5、新温泉町アンケートモニター制度実施要綱の一部改正について、6、新温泉町特急はまかぜ利用助成金交付要綱の一部改正についてです。詳細については、委員会資料を御清覧ください。

協議事項は6件です。1、新温泉町過疎地域持続的発展計画を定めることについて、2、辺地に係る総合整備計画の変更について（田中）、3、辺地に係る総合整備計画の策定について（熊谷）、4、辺地に係る総合整備計画の策定について（海上）、5、公の施設に係る指定管理者の指定について（御火浦コミュニティセンター）、6、令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第11号）については、いずれも委員会として了承しました。

総務課は、報告事項4件です。1、職員の退職及び採用予定者については、1、令和7年度退職者は、事務職6名、保育教諭1名の7名、2、令和8年度4月1日付採用予定者は、事務職5名、2、会計年度任用職員の採用予定について、採用予定者は262名、3、行政組織の一部見直しについて、4、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金についてです。詳細については、委員会資料を御清覧ください。

協議事項は4件です。1、令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第10号）の専決処分について、2、新温泉町職員等の旅費に関する条例の一部改正について、3、新温

泉町土地開発基金条例の廃止について、4、令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第11号）については、いずれも委員会として了承しました。

議会事務局は、協議事項1件です。令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第11号）については、委員会として了承しました。

閉会中の継続調査10件について議長に申し出ることといたしました。

以上、総務産建常任委員会の報告といたします。

○議長（池田 宜広君） 委員長の報告は終わりました。

委員長報告のうち、協議事項について質疑があればお願いをいたします。質疑はございませんか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 澤田委員長、御苦労さまでした。

次に、民生教育常任委員会が令和8年3月5日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いします。

中井委員長。

○民生教育常任委員会委員長（中井 次郎君） それでは、民生教育常任委員会の報告をいたします。

開催日時は令和8年3月5日であります。調査内容については、公立浜坂病院、介護老人保健施設ささゆり、町民安全課、健康課、福祉課、こども教育課、生涯教育課、上下水道課に係る所管事務調査であります。それに、調査内容の2としては、要望書について、3としては、閉会中の継続調査についてであります。

それでは、具体的に報告をさせていただきます。

公立浜坂病院、介護老人保健施設ささゆり、報告事項は4件であります。令和8年度診療体制について、第2として、新温泉町医療技術者育成奨学金貸与規則の一部改正について、3番目として、公立浜坂病院施設整備のあり方検討委員会設置要綱の制定について、(4)として、公立浜坂病院経営強化プラン点検・評価結果（令和6年度）についてでございます。詳しくは委員会資料を御清覧をいただきますようお願い申し上げます。

次に、協議事項は1件であります。令和7年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第3号）について、委員会として了承いたしました。

次に、町民安全課であります。報告事項7件、新温泉町出生祝品贈呈事業実施要綱の一部改正についてであります。(2)として、新温泉町生ごみ自家処理機購入費補助金交付要綱の一部改正について、(3)として、新温泉町資源ごみ集団回収運動奨励金交付要綱の一部改正、(4)として、新温泉町消防機械器具管理交付金交付要綱の一部改正、(5)として、新温泉町防犯カメラ設置補助金交付要綱の一部改正、(6)ごみ収集業務について、(7)窓口延長事業の変更についてでございます。詳しくは委員会資料を御清覧をお願いします。

次に、協議事項3件であります。新温泉町消費生活センターの組織、運営等に関する条例の一部改正について、(2)新温泉町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、

(3)として、令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第11号）について、3件とも委員会としては了承いたしました。

次に、健康課であります。報告事項2件であります。令和8年度保健衛生事業の拡充・変更予定について、(2)保健福祉センター駐車場整備事業について。詳しくは委員会資料を御清覧ください。

次に、協議事項であります。2件であります。令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第11号）について、(2)令和7年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、2件とも委員会として了承いたしました。

次に、福祉課であります。報告事項4件、(1)物価高騰対応子育て応援手当の支給状況について、(2)新温泉町家族介護支援事業実施要綱の一部改正について、(3)新温泉町介護予防・日常生活支援総合事業実施規則の一部改正、(4)新温泉町訪問型移動支援サービス事業補助金交付要綱の制定であります。詳しくは委員会資料を御清覧ください。

次に、協議事項であります。3件ございます。公の施設に係る指定管理者の指定について、これは新温泉町浜坂福祉センターであります。(2)令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第11号）について、次に、(3)令和7年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、この3件とも委員会としては了承いたしました。

次に、こども教育課であります。報告事項は10件ございます。(1)新温泉町学校のあり方検討委員会報告書（案）について、(2)新温泉町病児・病後児保育事業施設の整備について、次に、(3)乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、(4)新温泉町教育振興基本計画策定委員会設置要綱の制定、(5)新温泉町望ましい教育環境整備検討委員会設置要綱の制定、(6)新温泉町立学校給食センター管理運営規則の一部改正、次に、国の学校給食費負担軽減事業について、(8)新温泉町教育委員会事務局組織規則の一部改正、(9)新温泉町立認定こども園管理規則の一部改正、(10)大庭認定こども園耐震補強・改修工事について。詳しくは委員会資料を御清覧をお願いします。

次に、協議事項3件、(1)新温泉町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、委員会として了承いたしました。(2)令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第11号）について、委員会として了承いたしました。(3)令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第12号）について、賛成3名、反対2名、賛成多数で了承することに決定をいたしました。

次に、生涯教育課、報告事項3件、専決処分の報告について、損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について、(2)新温泉町公民館あり方検討委員会設置要綱の制定、(3)新温泉町パートナーシップ宣誓制度実施要綱の制定について。詳しくは委員会資料を御清覧ください。

次に、協議事項であります。8件あります。(1)新温泉町旧八田中学校及び旧照来小学校跡地体育施設条例の一部改正について、次に、公の施設に係る指定管理者の指定について、これは浜坂山村広場であります。(3)公の施設に係る指定管理者の指定について、

これは浜坂B & G海洋センター体育館であります。次に、(4)公の施設に係る指定管理者の指定について、これは浜坂すこやか広場でございます。次に、5番として、公の施設に係る指定管理者の指定について、浜坂相撲場についてであります。次に、6として、公の施設に係る指定管理者の指定について、浜坂体育センターでございます。次に、7番目として、公の施設に係る指定管理者の指定について、これは浜坂多目的公園グラウンドゴルフ場でございます。(8)として、令和7年度新温泉町一般会計補正予算(第11号)について、これら、8件とも委員会として了承をいたしました。

次に、上下水道課でございます。報告事項1件、令和7年度新温泉町浜坂浄化センター耐水化工事について。詳しくは委員会資料を御清覧ください。

次に、協議事項1件であります。令和7年度新温泉町下水道事業会計補正予算(第3号)について、委員会として了承いたしました。

次に、要望書についてであります。要望書は6件出ております。大庭認定こども園の園舎耐震補強・改修の早期整備実現を求める要望書が6件出ております。これにつきましては、委員会としては、意見を聴取することになりました。6件は、古市区長、丸山茂樹様、そして、次に、久谷区長、株本昌実様、次に、境区長、田村謙吉様、次に、高末、高橋徹様外7名、次に、同じく二日市、宇野通眞様外59名であります。そして、6件目として、久斗山、山本一幸様。

次に、閉会中の継続調査についてでございます。閉会中の継続調査を申出書のとおり、9件について議長に申し出ることを決定をいたしました。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長(池田 宜広君) ただいまの委員長の報告事項のうち、健康課の(1)、(2)、了承という言葉がございましたけれども、これは報告事項でありますので、その間違いがないように、皆さん、協議事項について質疑がございましたらお受けいたします。ございませんか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(池田 宜広君) 中井委員長、御苦労さまでした。

次に、美方郡広域事務組合議会定例会が令和8年3月10日に開かれておりますので、その報告をお願いいたします。

岡明彦議員。

○美方郡広域事務組合議会議員(岡 明彦君) 令和8年第1回美方郡広域事務組合議会定例会の報告をいたします。

昨日、令和8年3月10日、午後1時30分から、香美町議会議事堂にて、出席議員、10名全員出席で開催いたしました。

会期の決定、諸般の報告の日程の後、提出議案、(1)美方郡広域事務組合職員等の旅費に関する条例の一部改正について、本件は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うもの、(2)美方郡広域事務組合火災予防条

例の一部改正について、本件は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令及び対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の一部を改正する件が公布されたことに伴い、所要の改正を行うもの、(3)令和7年度美方郡広域事務組合一般会計補正予算（第4号）、本件は、消防事業に係る電子申請システム構築委託業務事業費の確定により歳入歳出それぞれ576万1,000円の減額補正をお願いするもの、また、弁護士報奨金、新規採用職員貸与被服購入費等の繰越明許費の設定のほか、地方債の限度額について補正をお願いするもの、(4)令和8年度美方郡広域事務組合一般会計予算、令和8年度美方郡広域事務組合一般会計予算に係る歳入歳出の総額をそれぞれ8億6,121万2,000円と定め、前年度比2,036万4,000円の増額予算とするもの、以上、条例改正2件、補正予算1件、当初予算1件が管理者から提案があり、4議案とも全員賛成で可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（池田 宜広君） 岡議員、ありがとうございました。

日程第2 発言取消しについて

○議長（池田 宜広君） 日程第2、発言取消しについてを議題といたします。

去る令和8年2月27日、西村町長から、令和8年2月26日の会議、一般質問における発言について不適切な部分があったため、お手元に配りました発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申出がありました。

西村町長の発言を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 去る令和8年2月26日、河越議員の一般質問に当たり、不適切な発言がありました。取消しをお願いしたいと思います。

令和8年2月26日、河越議員からの一般質問において、昨年の山村広場で入札された業者であり、議員と入札業者を兼ねた、そういう状況について、大変問題があるという、そういう回答をさせていただきました。昨年の山村広場での入札業者、確認しましたら、河越議員は入札業者ではありませんでした。改めておわびと訂正をお願いしたいと思います。実は、令和6年7月29日の大庭認定こども園の移設に伴う入札案件では、河越議員は業者、入札、設計業者として入っていたわけですけど、1年前の一昨年の設計入札に入っていたことと、1年ちょっと勘違いをしておりました。大変申し訳ありません。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） お諮りをいたします。この申出を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 1名ですから、それでは、これ、起立によって採決をいたしま

す。

この議案を認めることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田 宜広君） 起立 8 名。よって、申出を許可することに決定をいたしました。

日程第 3 報告第 1 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 3、報告第 1 号、専決処分の報告について（専決第 2 号）損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により行った専決処分について、同条第 2 項の規定により御報告を申し上げるものであります。

内容につきまして、生涯教育課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 中尾生涯教育課長。

○生涯教育課長（中尾 良平君） 専決第 2 号、損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について説明させていただきます。

説明の都合上、審議資料の 1 ページ、タブレットで 2 ページを御覧ください。

物損事故の概要でございます。1、事故の概要の日時、令和 8 年 1 月 7 日水曜日の午後 2 時 10 分頃です。場所は、新温泉町諸寄 4 4 3 番地の森塚春彦氏宅です。当方職員は、シルバー人材センター派遣労働者の運転手、谷田善明です。相手方は、森塚春彦氏でございます。事故状況は、上記日時、場所において、移動図書館車を運転中の当方運転手に対向車と擦れ違うため左側へ移動図書館車を寄せて停車し、発進しようとした際に、相手方宅の雨どい集水器部分と当方運転手の車両の左後方上部が接触し、雨どいの一部を損傷させたものでございます。

2 の事故発生場所は、記載のとおりでございます。

議案の本文に戻っていただきまして、タブレットの 3 ページを御覧ください。

専決第 2 号、専決処分日は令和 8 年 2 月 6 日でございます。1 の相手方は、記載のとおりでございます。2 の損害賠償の額は 9,053 円でございます。3 の和解内容は、相手方に修理費として 9,053 円を支払うことと、今後、本件に関して、双方とも裁判上または裁判外において、一切の異議申立て及び請求を行わないことを確認しまして、令和 8 年 2 月 6 日に示談を行っております。

なお、事故後、シルバー人材センター職員には、改めて車の発進、停止の際を含めての安全確認作業の遵守、緊張感を持っての運転、周辺への注意など、安全な運転の励行について周知し、事故発生の予防に取り組んでいるところでございます。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はございませんか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第４ 承認第２号

○議長（池田 宜広君） 日程第４、承認第２号、専決処分の承認について（専決第３号）令和７年度新温泉町一般会計補正予算（第１０号）の専決処分についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、地方自治法第１７９条第１項の規定により、令和７年度新温泉町一般会計補正予算の専決処分をさせていただいておりますので、同条第３項の規定により、議会の御承認を賜りたく、御報告申し上げるものであります。

内容につきまして、休憩中に担当課長が申し上げたとおりであります。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 内容説明につきましては、休憩中に担当課長から受けておりますので、これから質疑に入ります。

質疑は、歳出、歳入、総括一括で行います。質疑はございませんか。ございませんね。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本件を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本件は、承認することに決定をいたしました。

日程第５ 議案第４号

○議長（池田 宜広君） 日程第５、議案第４号、新温泉町職員等の旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） それでは、議案第４号、新温泉町職員等の旅費に関する条例の一部改正について御説明いたします。

説明の都合上、審議資料２０ページを御覧ください。

条例の一部改正について、まず、改正の趣旨については、記載のとおりでございます。次に、改正内容は、大きく３点です。

まず、第２条の用語の定義を見直し、勤務実態や事務処理に適合させます。現行では、出張は在勤庁を離れて旅行することとしておりますが、主な改正点、変更点では、自宅等からの直行直帰など、柔軟な勤務形態に対応できるほか、職員以外の専門家等に旅費を支給する根拠を明確化します。次に、赴任の主な変更点では、転任者への旅費支給の根拠を明確にします。次に、現行の扶養親族は、改正案では、家族に改め、生計を一にするという広い概念で整理することで、実態に応じた取扱いが可能となります。次に、現行では規定のない用語として、改正案では、旅行役務提供者を定義します。これは、町と旅行役務提供契約を締結した旅行業者等を指します。この規定を置くことで、旅行会社等への旅費相当額の直接支払いを可能にするための根拠が明確となり、チケット手配等の一元化、事務の効率化が図られます。

２１ページを御覧ください。２点目としまして、旅費の種類を見直し、全体として、実費を基本とした分かりやすい体系に再整理します。現行の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃では、改正後は、交通手段に応じて実費を支給し、車賃は、その他の交通費に統合します。また、その他の交通費には、路線バス、タクシー、レンタカー、自家用車利用の費用が対象となります。次に、現行の日当は廃止します。また、水路・航空旅行中の食事代としての食料も廃止いたします。次に、現行の宿泊料は、改正案では、宿泊費とし、実費を支給いたします。ただし、宿泊する都道府県に応じた基準額上限を設定します。また、交通費と宿泊費が一体となったパック旅行等に対応するため、包括宿泊費を新設します。さらに、宿泊を伴う旅行の諸雑費として、宿泊手当を新設し、１夜当たり２,４００円を支給します。ただし、宿泊費に朝食または夕食が含まれる場合は減額し、いずれか一方が含まれる場合は１,６００円、両方含まれる場合は８００円とします。次に、赴任関係の旅費についても実態に即して見直しをします。移転料は、転居費とし、赴任に伴う家財の運送費用について、距離に応じた定額支給から、引っ越し業者の見積り等に基づく実費支給へ変更します。着後手当は、着後滞在費に改め、赴任後の滞在費用について、定額支給から、最大５夜分を限度として実際に宿泊した夜数に応じた実費を支給する方式へ変更します。扶養親族移転料は、家族移転費に改め、家族の移転費用について、職員本人の旅費規定に準じて算定した実費相当額を支給します。

２２ページの３点目、宿泊費は、実費支給を基本としつつ、宿泊費の都道府県ごとに基準額上限を設けます。基準額は、例えば最大が１万９,０００円で、埼玉県、東京都、京都府の３府県、最少は８,０００円で、福島県、鳥取県、山口県の３県です。ちなみに、

兵庫県は1万2,000円となります。

次に、審議資料2ページから18ページまで、条例の新旧対照表になります。

また、この条例の改正に伴い、影響する条例を附則で改正いたしますので、19ページを御覧ください。条例の新旧対照表です。

まず、新温泉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例について、第3条の費用弁償について、下線部分のとおり改正いたします。また、新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例について、第5条の旅費についても、改正案のとおり改めるものでございます。

それでは、議案の条例本文の附則を御覧ください。タブレットの12ページになります。

附則第1項で施行期日を令和8年4月1日と規定し、第2項で経過措置を規定しております。また、第3項、第4項で、先ほど説明しました影響を受ける条例の改正について規定をしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。ございませんね。

1番、中村茂君。

○議員（1番 中村 茂君） 1点、確認します。

大幅というか、長年の旅費の規定なりが大きく変わるということは理解します。そういう中で、ここは交通不便地ですので、なかなか公共交通機関に頼るだけではないという気がします。そういう中で、車賃が廃止になってあることがあるんですが、新しいその他の交通ということで含まれるわけですが、その車賃の基準を改めて確認したいと思います。

○議長（池田 宜広君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 今言われましたように、車賃という規定がその他の交通費ということでまとまって、タクシーであったり、レンタカーであったり、自家用車の利用であったりということが可能となります。

御質問の件、車賃の中で自家用車利用という部分だと思いますが、現行、キロ13円で支給をしておりますが、その部分については、改めて支給をしたいと、単価を見直して支給したいというふうに考えております。

○議長（池田 宜広君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

暫時休憩をいたします。１０時１０分まで。

午前 ９時５５分休憩

午前１０時１０分再開

○議長（池田 宜広君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第６ 議案第５号

○議長（池田 宜広君） 日程第６、議案第５号、新温泉町土地開発基金条例の廃止についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、基金を活用した土地の先行取得の必要性が極めて低下しているため、条例の廃止を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） それでは、議案第５号、新温泉町土地開発基金条例の廃止について御説明いたします。

説明の都合上、審議資料２３ページを御覧ください。

本議案の趣旨は、記載のとおりでございます。

次に、現行の条例及び基金の概要について御説明いたします。

この基金は、公用・公共用に供する土地または公共の利益のため取得が必要な土地をあらかじめ取得し、事業の円滑な執行を図ることを目的として設置されております。

条例の主な規定では、積立額は予算で定めることとしており、運用については、確実かつ効率的な運用を行うこととしております。以下、記載のとおりです。

次に、条例を廃止する理由について、３点御説明いたします。

第１に、近年、町が先行取得を要する大規模な用地需要が限定的となっており、基金を用いて事前に土地を確保しておく必要性が薄れてきております。

第２に、合併以降の活用実績が限定的であることから、条例として恒常的に維持する合理性が低いと判断いたしました。

第３に、基金制度を存続させる場合、活用頻度が低い状況では、制度維持の費用対効果が見合わないと考えております。

次に、基金に属する財産の取扱いについてですが、令和６年度決算額は１億５２５万３８４円となっており、条例廃止後の残余財産、すなわち現金等につきましては、一般

会計へ帰属させ、所要の予算措置により整理することとしております。具体的には、令和 8 年度当初予算の歳入に計上しております。

それでは、議案の条例本文の附則を御覧ください。タブレットの 15 ページです。

施行期日を令和 8 年 4 月 1 日と規定しております。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第 7 議案第 6 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 7、議案第 6 号、新温泉町消費生活センターの組織、運営等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、消費生活センターの受付時間を見直し、安定的かつ継続的な運営体制の整備を図るため、所要の改正を御提案申し上げるものがあります。

内容につきまして、町民安全課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 村尾町民安全課長。

○町民安全課長（村尾 国治君） 議案第 6 号、新温泉町消費生活センターの組織、運営等に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。

説明の都合上、審議資料 24 ページを御覧ください。第 3 条の新旧対照表であります。左側が現行、右側が改正案であります。

25 ページを御覧ください。このたびの改正は、近年、消費生活相談の内容は複雑化しており、相談対応に加え、記録作成や関係機関との連絡調整などの事後処理業務も増加しております。現行の受付時間では、相談受付と事務処理が重なり、業務が過密となる状況が生じております。消費生活相談は住民の生活に密接に関わる重要な業務であり、迅速かつ的確な対応を維持する必要があるため、受付時間を見直し、相談対応と事務処理の時間を適切に確保することで、安定的かつ継続的な運営体制の整備を図ることを目

的として改正するものであります。現行の月曜日から金曜日までの受付時間、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までを、午前 9 時から午後 4 時までに改めるものであります。それでは、議案、条例本文を御覧ください。

附則でございます。この条例は、令和 8 年 6 月 1 日から施行するものであります。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第 8 議案第 7 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 8、議案第 7 号、新温泉町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、非常勤消防団員等に係る災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の公布に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、町民安全課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 村尾町民安全課長。

○町民安全課長（村尾 国治君） 議案第 7 号、新温泉町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について説明させていただきます。

説明の都合上、審議資料の 26 ページを御覧ください。条例の新旧対照表であります。左側が現行、右側が改正案であります。

このたびの改正は、最近における社会経済情勢に鑑み、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額について改正するものであります。

第 5 条第 2 項第 2 号は、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を 9,700 円から 1 万円に、最高額を 1 万 4,500 円から 1 万 5,000 円に改め、同条第 3 項中、100 円を 433 円に改め、「第 2 号に該当する扶養親族については 1 人につき 383 円を」を

削り、「第 3 号から第 6 号まで」を「第 2 号から第 5 号まで」に改め、同項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げるものであります。

27 ページは、別表第 5 条関係の補償基礎額の改正であります。別表、団長及び副団長の報酬 1 万 2,900 円を 1 万 3,340 円に、1 万 3,700 円を 1 万 4,170 円に、1 万 4,500 円を 1 万 5,000 円に改め、同表、分団長及び副分団長の項中、1 万 1,300 円を 1 万 1,670 円に、1 万 2,100 円を 1 万 2,500 円に、1 万 2,900 円を 1 万 3,340 円に改め、同表、部長、班長及び団員の項中、9,700 円を 1 万円に、1 万 5,000 円を 1 万 8,400 円に、1 万 1,300 円を 1 万 1,670 円に改めるものです。

それでは、議案、条例本文を御覧ください。

附則でございます。第 1 項は施行期日で、この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものです。第 2 項は経過措置を規定しております。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第 9 議案第 8 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 9、議案第 8 号、新温泉町企業版ふるさと納税基金条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、企業版ふるさと納税を有効に活用した事業展開を図るため、条例の制定を御提案申し上げます。

内容につきまして、商工観光課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 谷口商工観光課長。

○商工観光課長（谷口 薫君） 議案第 8 号、新温泉町企業版ふるさと納税基金条例の制定について御説明申し上げます。

説明の都合上、審議資料の 28 ページをお開きください。

審議資料のほうには、条例を制定いたします背景、また、目的等について記載をいたしております。御説明の内容としましては、上段、黒丸3つ、3点についてを御説明をしながら、その背景、理由について御説明を申し上げます。

まず、1点目といたしまして、企業版ふるさと納税については、町が作成をいたしまして、国に認定をしていただいております地方創生プロジェクトというものに対していただく寄附でございます。プロジェクトの内容につきましては、同ページの一番下に4点上げておりますが、それらがプロジェクトでございます。それらのプロジェクトに対しまして、企業から寄附をいただくわけですが、企業としましては、その寄附を行った金額相当につきまして、最大9割、税軽減効果があるというふうになっております。効果内容につきましては、下のほうに表をつけておりますので、御確認ください。

2つ目の黒丸でございます。この制度におきまして、今現在、現状は原則的に寄附をいただきました当該年度の事業に寄附を充当するということの運用となっております。企業の寄附に対する思いというものを反映いたしますためにも、また、企業版ふるさと納税を生かして新規事業等を展開していくというふうなことを考えます中で、現状ではそういう取扱いができないということで、大変そういう点が困ったところということで課題を感じているところでございます。このたび、当該、この基金条例というものを設置しますことで、翌年度以降の事業に寄附金を充当していくという取扱いが可能となります。

3つ目の黒丸でございます。このように、基金条例というものを設置いたしますことで、企業にとっても、また、町にとっても、この同制度を活用した基金条例の寄附金というものにつきまして、企業に対してお願いをしていきますときに、その寄附自体を柔軟に、また最大限に活用してプロジェクトに取り組むことができるというものでございます。

次のページ、29ページをお開きください。今申し上げました3点によりまして、2として記載をしておりますが、基金設置のメリットについては、今申し上げたとおりでございますが、この基金を運用しまして、寄附金を頂いた翌年度以降に事業を実施し、また、その財源として、基金から取り崩した財源を活用していくと、そういう運用を想定した条例でございます。

なお、条文の構成につきましては、基金の設置、積立て、管理等、それぞれ制定予定でございますが、通常のふるさと納税の条例、ふるさとづくり寄附条例という条例の各項目の条文と同文表記をすることとしております。

それでは、条例本文にお返しいただきます。附則を御覧ください。

附則といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行するとしております。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

10番、河越忠志君。

○議員（10番 河越 忠志君） 今説明いただいた中での、審議資料の28ページのところに、本町が取り組む地方創生プロジェクトというのを4点上げてございます。実際に企業であったり、この場合は企業ですけども、企業さんにとっても、その事業がどういった内容であるかということが、実際、この大きい項目の中ではしっくりこない場合がある。具体的に何々をするというようなことが本来あって、ああ、これなら企業としても応援できるね、あるいは企業としてもそこにメリットがあるねという動機づけが必要じゃないかなと思うんですけども、これはあくまで国に対してこういったものに寄附ができるよという格好の受皿をつくったというところにとどまっていると思うんですけども、実際に企業さんにとって、各項目、今これからこういう課題が本町にあって、それをどう解決していくかということを企業さんが賛同しやすい具体的な中身というのがこれから必要になってくるんじゃないかな、私はそこが一番重要ではないかなと考えます。そういうことについてのお考えがあるかどうかについてお聞きしたいと思います。

○議長（池田 宜広君） 谷口商工観光課長。

○商工観光課長（谷口 薫君） 大切なことについて御質問いただいたと思っております。

今おっしゃっていただきましたとおり、ここに掲げました4つのプロジェクトについては、あくまで大見出しといいますか、大項目を掲げて、国から認定を受けたものでございまして、実際、これまでも企業版ふるさと納税を頂戴しました、寄附いただきました寄附者の方々からは、この項目の表現ではなく、子育ての事業に活用してくださいとか、あるいは具体的に〇〇の事業に活用してくださいという形で寄附を頂戴しているところでございます。今おっしゃっていただきました課題については、寄附の呼びかけ方という部分だというふうに思っておりますので、今後、しっかりとこういうプロジェクト、こういう事業に活用できる寄附を、お手を差し伸べてくださいという呼びかけ方をしながら、しっかりと企業版ふるさと納税の確保に努めてまいりたいと思います。

○議員（10番 河越 忠志君） お願いします。

○議長（池田 宜広君） そのほかございませんか。ございませんね。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第 10 議案第 9 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 10、議案第 9 号、新温泉町居組レストハウス条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、居組漁港における海業推進の拠点として居組レストハウスの運営及び維持管理を指定管理者に行わせるため、条例制定を御提案申し上げます。

内容について、商工観光課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 谷口商工観光課長。

○商工観光課長（谷口 薫君） 議案第 9 号、新温泉町居組レストハウス条例の制定について御説明申し上げます。

説明の都合上、審議資料の 30 ページをお開きいただきたいと思います。

当条例につきましては、制定の背景、理由について、まずは御説明申し上げます。居組漁港につきましては、令和 5 年に水産庁の漁村のにぎわい創出を目的とした海業振興モデル地区というものに選定をされております。この選定については、漁業協同組合からの申請に基づいて選定されたものでございます。地元の住民の皆様、また関係機関、この機関について、町も関係機関として参画をするものでございます。また、団体等で構成します協議会におきまして、漁港、また、周辺地域の活性化策について協議を重ねてこられました。その結果、町有財産であります、今現在、普通財産でございますが、居組レストハウスを指定管理者による管理というものに切り替えて、海業推進の拠点として、民間事業者による交流促進事業、また、体験学習事業等への事業運営を行う方向という形で、協議会のお考えが定まったところでございます。つきましては、居組レストハウスの運営及び維持管理を指定管理者に行わせるために、本条例を制定するものでございます。

施設の概要でございます。名称は居組レストハウス、位置としましては、新温泉町居組字浜頭地先でございます。この内容については、条文第 2 条に規定をするものでございます。

次の 3、内容としまして、目的でございます。先ほど御説明した経過でございますが、条例の目的としましては、地域の生活文化を体験学習するとともに、遊泳やマリンスポーツのほか、環境学習、文化体験を通じて、豊かな自然と共生する社会の形成を推進するとしております。目的は、第 1 条に規定をいたしております。また、(2)業務としまして、海岸での遊泳、マリンスポーツ、環境学習、文化体験に関する場の提供、ここについては、第 3 条、また、次の(3)開館時間及び休館日につきましては、町長の承認を得て、指定管理者が定めるという書き方としております。第 6 条に定めるものでございます。利用料金につきましては、無料という定め方としておりまして、主に施設の中をどなた

かが借りて利用するという施設ではなく、指定管理者がこの建物を利用しながら、様々な体験を提供していくという施設でございます。第8条に定めるものでございます。

今後の予定でございますが、この条例が施行されました後、指定管理者の公募を行いまして、6月の定例議会には指定管理者の選定についてお諮り申し上げたいというふうに思っております。

それでは、条文本文にお返りいただきまして、附則を御覧いただきたいと思います。

附則といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行するとしております。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

10番、河越忠志君。

○議員（10番 河越 忠志君） 本件の位置について、居組字浜頭地先という表現がされています。地先と表現されてるということは、無番地であろうというふうに推察できるわけですが、この無番地をこの施設が使う権限というのは、こういったところにあって、それが既にもう既成の事実になっていたり、あるいは、改築のときには、新たな何らかの手続が要するような施設なのかどうかについて、お聞きしたいと思います。

○議長（池田 宜広君） 谷口商工観光課長。

○商工観光課長（谷口 薫君） 今現状のものについてを条例に表すという形で条文を考えております。この表現については、もともとこの建物は昭和47年に建築されたものというふうに管理台帳上となっておりますが、今現在、普通財産でございます。その財産の所在については、兵庫県水産事務所を通じて、占用の届けについて、常時、町のほうで期限が来ましたら占用の更新を行いながら管理をしてきてるものでございまして、建物自体が今そこに存在しているというものでございます。無番地というのは、今、議員おっしゃったとおりでございまして、県のほうから許可といいますか、普通の河川や道路と同じで、占用許可をいただいて、建物が建っているという状況のもので、適切な手続の下で建物が建築されていると、そういうふうに考えております。

○議員（10番 河越 忠志君） 分かりました。

○議長（池田 宜広君） 1番、中村茂君。

○議員（1番 中村 茂君） 背景には海業ということがベースにあるわけでありまして、ただ、その海業について、反対するわけでもないんですが、どんなもんかなという、いろんなお話は聞くんだけど、居組のあの一带、地域の中で、どういうふうな活用をしていくか、その中にゲストハウスがあるという思いを持っております。だから、もう既に出されたかも分かんですけど、自分の記憶にないもので、一体、海業というのはどういうふうな場所でどんなことを展開するかというような、その基本計画というか、構想は大体見えるんだけど、基本計画なり、そういうものというのは、決めたものがありましたっけ。

というのが、要は条例の制定の時期、今、既存の海の家があって、それを使うのかどうかもちょっと分かんのですし、多分廃止かなと思うんだけど、その施設を廃止するか、そんなことも同時進行みたいにして進めんとあかんのちゃうかなと。いきなりレストハウスが出てます。要は、海業の中におけるレストハウスという位置づけを僕は感じますし、場所もあの辺りかなという気がする。だから、やっぱり全体を示して、条例化すべき。

かつて、道の駅を整備したときに、条例の制定のタイミングということを、行政、明確にされた。それは、場所が決まり、大方のそういうものが示されたときに、要は条例を出すということを言われました。だから、多分一貫してそういうところだと思うんですけど、今回、何も見えないという中で、大きな位置づけというか、海業におけるレストハウスだとか、そういう配置だとか、そんな計画もない中で、いきなりこのレストハウスの条例が出てきたと。だから、ちょっと早いんちゃうかなと。もうちょっと僕らも理解できる状態になってから条例提案すべきという気がするんですが、いかがでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 谷口商工観光課長。

○商工観光課長（谷口 薫君） まず、居組レストハウスという名称については、普通財産となります前に、旧の浜坂町として、まず一旦建てて、行政利用していたときの名称、居組レストハウスでございます。普通財産となりまして以降の台帳管理としても、居組レストハウスという名称でございましたので、町としては、その名前を踏襲した形で条例を設置するというものでございます。

今の御質問の趣旨としまして、少し早いのではないかという御趣旨であったかなというふうに理解しておりますが、道の駅と比較をされて御質問を受けました。今後、この海業が展開されていく中で、今現在、普通財産としての当該建物は、当該地区、居組区のほうが、無償でという言い方は変ですが、町としては普通財産、使っていただいて結構ですよということで、当地が使っておられます。主に7月、8月、海開きがされてから、海の海水浴が終わるまでの2か月、御利用になっておられるということですが、海業というのは、冬の風がきつい、雪が厳しい時期は少し除きましても、4月から11月、12月頃までは、通年、一年通じまして、居組漁港、旧の漁港におきまして、事業を展開していかれるという協議会のお考えがまとめられたところでございます。つきましては、普通に普通財産として地域が活用されるという形態から外れまして、海業を検討しておられる協議会の皆さんが今後設立を予定されていく法人もあるようでございます。それは協議会で聞いたところでございますが、今の状態でありますと、普通財産として、ただ単に無償でお使いいただくという形態から、少し拡大し過ぎるという解釈を町として判断したところでございます。つきまして、行政財産としてしっかりと利用いただく体系を整えて、まずは、今の現状の建物のままで、しっかりと海の振興、漁業の振興について活用いただくという形を整える必要があるというふうに考えました。とい

うことで、条例を制定して、まずは、行政財産として指定管理者を定めるということを前提としております。

今後ですけれども、この建物については、地域未来交付金等を活用しまして、建て替えという形を予定をしたいというふうなことの構想であります。この内容について、いかような建物に変えていくか、そのような協議についても、指定管理者が定まった後で、その指定管理者と施設のレイアウトであるとか機能であるとかについては協議をするという過程を踏まえましても、今現在、行政財産にするということが必要なことであるという判断から、今回、条例を制定するものでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（池田 宜広君） 1 番、中村茂君。

○議員（1 番 中村 茂君） ちょっと先走り過ぎた部分があるようであります。要は現の施設を、改めて定義するというか、今まで不透明であったものを明確にする。だから、今の段階で、あれを取り壊すとか、そんなことは考えてない。まずは、ベースにするということですね。よく分かりました。だから、当面は利用するということで理解して、その中で、早い段階で、海業のやっぱり全体像が見たいなと、そんな気を持ってますので、これから指定管理を明確にして進める中で、より海業が、海業から新しい資料なりというものが出るようにお願いしておきたいと思っております。以上。

○議長（池田 宜広君） 谷口商工観光課長。

○商工観光課長（谷口 薫君） 御質問、また、御意見ありがとうございます。全体としましては、県が管理します海岸ということでございますので、今後、兵庫県のほうがこれから1年、2年以内の間に利用活用推進計画というものを策定されるということで全体像を確認しております。今後、引き続き協議会におかれまして、今御質問にありました全体像、また、イメージパース等についてが協議会から示されていくというふうに理解をしておりますので、町も関係機関として、引き続き協議会に参画してまいります。また、委員会のほう、また、議会等に御説明申し上げたい資料が出てきましたら、おつなぎ申し上げたいというふうに思います。

○議長（池田 宜広君） そのほか。

1 1 番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） 少し質問させていただきます。

現在は、地元が、居組区が、いわゆる使ってくださいということで、2か月にわたって使ってるということでありますけれども、これは当然、無料で使っているだろうと思います。そういう中で、今は7月、8月と、いわゆる夏の事業、海水浴だとか、キャンプなんかもあるわけですが、それが、今度は、4月から11月までなのか分かりませんが、そういう形で活用を図っていくということになってくるわけですが、本当にそれが地域の活性化に役立てば、確かにいいと思うんですけども、かえって、どんな団体が指定管理者となるか分からんのですけども、一体、それで地域にとっ

ては、いわゆる、もしお荷物になるような形になればどうなるのか。地域は指定管理者との関係は一体どうなるのか、その点をお尋ねしたいと思います。

それから、この利用料金というのは、指定管理料が、もういわゆる1円も要らないと。あくまで指定管理者が収入として入れることができる、そういうことになると思うんです、これからしたら。そこら辺のところ、いかにして海業によって地域を活性化させるのか、そういう構想がいつになれば、きちんと出てくるのか。それで、しかも、それは黒字であるべきなんです。そうしなかったら長続きいたしません。若い人たちがそこにいわゆる住んだりだとか、そういう形になれば、また違って来るわけですが、地域の関心も示されると思います。そこら辺のところを少し説明をいただけませんか。何かぼわっというような形で、何だか、何をするのかというのがよく分からないうちに、何か指定管理者ができるだとか、できただとか、そういう話になってくるわけですね。この点は、少し説明をお願いします。

○議長（池田 宜広君） 谷口商工観光課長。

○商工観光課長（谷口 薫君） まず、海業全体については、今おっしゃいましたとおり、海水浴ということが今、現状の海岸での利用のされ方ということについては皆さん御存じのとおりだというふうに思いますが、今の海の家について、7月、8月、2か月の営業ということにつきましても、居組区が管理される中で、もちろん黒字経営をしておられるというふうに理解をしております。

これから先、海業という位置づけで、陸上養殖でありますとか、今おっしゃったようなキャンプ場の利用をさらに促進させる。また、泊地と言われます、船が普通に停泊をしていた場所の長方形の場所がございますが、波があまり立たないというふうな場所ではマリンスポーツ体験などのようなことも、ぜひ体験をしていただく場として活用していきたいというふうな、そういう計画を協議会が今まとめていっておられるところでございます。決して町がやろうとしているということではなく、協議会の考え方ということでございます。そういった、海水浴の7月、8月だけでなく、通年いろいろに楽しんでもいただくということを想定する中で、受付業務ができたり、用具のレンタルができたりするような拠点が必要だということを、今のこの居組レストハウスに求めておられます。

については、行政財産というふうに昇華をさせまして、これから指定管理者に指定管理を委ねていくということですが、今回、条例の制定ですので説明省いておりますが、指定管理料についてもゼロ円ということで予定をする、また、協議会としても、それでよいというふうなことを言っておられます。

地元について御心配なさるような、また一般質問もかけまして、今も御質問いただきました。地元の居組区として指定管理者に手を挙げられるかどうかについては、これは、私ども公募した形を取った後の、その応募がどういう形で出てこられるかということに見るしかないというふうに思っておりますけれども、居組区が新たに起こされる法人に参画をされるのか、居組区が指定管理者になられる御意向があるかについては、居組区

のほうで御判断いただくものというふうに思っておりますが、今後、令和11年に浜坂インターが開通しますと、居組インターに車が下りてくる台数というものが減りはしないかということを地元の方々が危惧しておられます。令和10年までの間にこの事業がしっかりと推進できましたら、海沿いにある道の駅のような形、御飯も食べれて、何かその地域に集まって、イベント等で集まって興じることができるというふうなエリアとして、どうにか振興できないかという考えで協議会がいろいろとお考えをまとめながら協議を進めておられますので、町もその場に参画をしまして、全体像については、できるアドバイスはさせていただきながら、商工観光課、農林水産課ともに協議の場に出ていますので、引き続き、これからも協議の行く末について御報告できます内容はおつなぎしていきたいというふうに考えております。

○議長（池田 宜広君） 11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） 様子見のような感じですけども、ぜひ、私は、いろいろ構想は出ると思うんですけども、それと、それに基づくやっぱり収支がどうなるのか、このことを心配しております。ぜひ構想とともに、これぐらいの収入があって、支出はこうだとか、こういったことのやはり具体的な試算なりを示してほしいと思います。今後、よろしくお願いします。

○議長（池田 宜広君） 谷口商工観光課長。

○商工観光課長（谷口 薫君） あくまでも公募を行いました時点で、計画書と収支予算案というものがその応募に対して示される書類となっております。町として、建物は御用意していく予定でございますが、現状のままで指定管理を出します。指定管理者たる候補者、応募者のほうが収支予算等について示してまいるものというふうに思っておりますので、町のほうがこれぐらいの経費がというふうなことを考える立場にございませんので、今後の指定管理手続を行う中で、いろいろなその書類については精査してまいります。

○議長（池田 宜広君） そのほかございませんか。

2番、寺谷英一君。

○議員（2番 寺谷 英一君） すみません、このレストハウスのことを見ますと、154平米ってということですか。そうしましたら、12メートル掛ける12メートルぐらいの大きさになるってということかっていうことと、この審議資料には、食事どころは書いてはないんですけども、そして、マリンスポーツとか環境学習などをするということについて書いてあるので、結局、具体的に言うと、どういう建物になるかはあまり想像がつかないんですけども、154平米かっていうことと、具体的にどういう、協議会を受けてからでしょうけども、今ある現状の建物だと、どういうことをイメージしたらいいかっていうことをちょっと教えていただけませんか。

○議長（池田 宜広君） 谷口商工観光課長。

○商工観光課長（谷口 薫君） まずは今現在の、いわゆる皆さんの中では海の家とい

うふうに呼んでおります居組レストハウスについては、今そこに居組の海岸に建てておりますので、これから建てるという話ではございません。今おっしゃったような規模感のようなものかなというので、私も何度も出向いたことがあります、154平米というものでございます。

今建っている建物を居組区が海水浴シーズンに、地元で食べ物を提供したり、また海水浴から休憩される方がお休みになられたり、浮き輪ですとか、そういう道具を貸し出されたりというふうな拠点として使っておられますので、今は普通財産として利用しておられるものを行政財産の位置づけで、しっかりと管理形態を定めて、指定管理者に管理を委ねるというための条例を制定するものでございます。

今後の、未来のことについては、協議会の意向等を経て、改築等の流れができてきましたら、また改めて委員会ですとか議会の場で御協議申し上げる内容ですので、これは現状の建物を、条例を制定するというふうに御理解いただけたらと思います。

○議長（池田 宜広君） そのほかございませんか。ございませんね。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第11 議案第10号

○議長（池田 宜広君） 日程第11、議案第10号、新温泉町二日市ふれあいセンター条例の廃止についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、二日市ふれあいセンターの二日市地区への譲渡に伴い、対象施設がなくなるため、条例廃止を御提案申し上げます。

内容について、農林水産課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） それでは、議案第10号、新温泉町二日市ふれあいセンター条例の廃止について御説明を申し上げます。

説明の都合上、審議資料の32ページをお願いいたします。新温泉町二日市ふれあいセンターは、平成5年度に完成をいたしました。集会施設と工房施設を併設をしております。集会施設は、地元二日市地区を中心に集会施設として本日まで利用をされてお

ます。工房施設につきましては、木工グループ等の住民の一定の利活用が図られてきたということでございます。今日まで維持管理をされてきております。特に、工房施設につきましては、近年、直近過去１０年間を見ても、利用実績が僅かという状況がございました。一方で、新温泉町公共施設等総合管理計画において、町所有の集会施設は、条件が整い次第、地元へ譲渡する方針が示されております。

これらを踏まえまして、令和６年１１月から二日市の地元役員と協議を重ねた結果、令和８年度中に町が費用を負担して工房施設の解体撤去工事を行った後、二日市地区へ施設を譲渡することで双方合意をいたしました。これに伴いまして、本施設の条例を令和８年３月末をもって廃止するものでございます。

議案に戻っていただきまして、本文条例附則にありますように、本条例は、令和８年４月１日から施行いたします。

また、審議資料の３１ページにも新旧対照表にはございますが、新温泉町二日市ふれあいセンター条例の廃止に伴いまして、新温泉町使用料徴収条例のうち、別表第８、第３条関係を削除いたします。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

１０番、河越忠志君。

○議員（１０番 河越 忠志君） この当該建物の工房として使われた部分について、取壊しということで進んでるというのは理解してるわけですけども、この地元のほうとして利用がないという現状は理解できるわけですけども、今、資材等が高騰してて、いろんな建物等を建てること自体にも費用がかかるという現状の中で、この建物とすれば、登記するとすれば区分建物になる可能性がある建物だと思ってるんですけども、そうしたときに、集会施設は同じように地元へ譲渡されるとしても、ここの部分を区分建物として別の建物とすれば、利活用したいという希望がある可能性があるんじゃないかなというふうに思うんですね。そうすると、町が費用をかけて取り壊して何もなくなるということよりも、それが何らかの民間に利用されて、何らかの経済活動に使われるとすれば、可能性としてですけども、有意義ではないかなと思うんですけども、今回の条例の廃止によって、そういった可能性がゼロになるのか、あるいは、廃止してもそういった可能性はまだ残るものなのか、そこについて、町としては、まだ模索できる余地があるのではないかなと思うんですが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） 令和６年１１月からこの件に関しまして地元の役員さんと協議を重ねてまいりました。町担当課の考えといたしましては、できれば、この施設をそのまま残しまして、有意義に利活用していただきたいという思いもございまして、そういった内容のことも地元のほうに提案をさせていただく中で、また、分離して、先

ほど議員おっしゃいましたように、活用の方法というものはないかということも検討したわけなんですけども、一つの敷地、構造的にも一つの建物として接続されておりますので、それを分離して使用するという事は、現実的にはなかなか難しいのではないかなという結論に至ったところでございます。

一方で、地元のほうに現存の建物、用途は工房施設、別の用途に使うことを前提とする中でも、何とかこの施設をそのまま取り壊さずに残して御利用できませんかというような投げかけもしてまいりましたけども、最終的に地元臨時総会開いていただきまして、住民の皆様の総意で工房施設は取り壊すという条件で引き受けていただけるという結論に至ったということで報告を受けております。以上です。

○議長（池田 宜広君） 10番、河越忠志君。

○議員（10番 河越 忠志君） 今、私がお話ししたのは、何らか途中を壊して使うというようなことではなくて、区分建物というれっきとした、要は所有権を別にできるような建物になるというふうに私は思ってるんですけども、そうすれば、区のほうに負担なく、ただ、敷地が多分地元の敷地かなとは思いますが、その辺りで支障があれば別ですが、それを、例えば区のほうが使ってもらうことによって収益が得られて、さらに他の一般的な企業なり団体が使って、経済活動あるいは本町としての振興につながるような活動が起こるとすれば、区としての責任はなくて実際の活用が起こるという可能性は十分あると思うんですね。その辺りの協議っていうのは、今の御答弁いただいた中では、私のほうでちょっと受け取れないように聞こえたわけですけども、その辺り、しっかりとした可能性について協議がなされたのかということと、この条例に伴ってそういうことが全く可能性としてなくなるものかについてお聞きしたいと思います。

○議長（池田 宜広君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） 工房施設の所有自体を町に残したままの利用ということのお話というふうに受け取りでよろしいでしょうか。そういったことであれば、構造的に接続された、一体となった部分を、当然片方で集会施設として利用を管理していただきながら、町のほうが管理して別の用途に使うということになろうかと思いますので、そういったことは困難であるという考えに至ったということでございます。

今回条例廃止することによって、一旦普通財産のほうにこの施設を戻しまして、譲渡する間、工事等ございますので、その間、目的外使用という形で御利用していただく中で、令和8年度中に工事が終わった後に地元のほうに譲渡の手続きを進めていくという流れで手続きを考えておりますので、今の流れで申し上げますと、当然、建物自体を取り壊しする予定でございますので、そういったことは可能性としてはちょっと低いといえますか、ないのかなというふうには考えております。

○議長（池田 宜広君） 10番、河越忠志君。

○議員（10番 河越 忠志君） 区分建物というものについて御理解いただけてないのかなと。要は、集会施設の部分は一つの建物として、あるいは工房の部分は工房としての

一つの建物として、取引の対象になる。だから、区分建物という考え方になれば、集会施設は地元に譲渡する。その残った部分について、今回取り壊そうという部分について、別の物件として取扱いができれば、区のほうに御負担なく他の受皿に譲渡すること、あるいは、町が持っててどこかほかのところに貸与するということの可能性が残るんじゃないかなという意味なので、町が全部所有するとか、そういったことではなくて、いろんな可能性があるんじゃないですかということをお話しさせていただいてるんですけども。

一応、今の御答弁をいただいた中では、この条例が廃止されたことによって可能性がなくなるというふうには御答弁なかったというふうに私は理解できるので、それについては、この案件については賛否はあまり悩むことなく判断できるかと思いますので、その辺りについて、もう一度御認識をお聞きしたいと思います。

○議長（池田 宜広君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） 建物を残すということに関しましては、所有・管理が分かれるということになった場合でも、当然地元二日市のほうに御了解いただく必要があると思いますし、建物を残したまま、今の利用形態、集会施設のみで使っていくということについても、まだ全くそういった提案、御相談というのは申し上げておりませんので、可能であるかどうかという研究はしたいと思いますが、現在のところはなかなか現実的には難しいのかなというふうな認識でございます。

○議長（池田 宜広君） そのほか。

1 番、中村茂君。

○議員（1 番 中村 茂君） 資料を見ると、それぞれ責任の持分を決めて出発されたように思います。集会施設については地域、集落、それからこの工房については町と、そういう割り振りがされておるんですが、工房部分を取り壊した後に、集会施設のほうについては地元に譲渡していくということ。そのときに、集会施設に対して行政のほうが何か手を入れるというような気持ちはあるわけでしょうか。取り壊したら、もうそのまま残った集会施設を譲渡する、それだけでしょうか、確認します。

○議長（池田 宜広君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） 今回の譲渡に向けての話合いを地元の役員さんとお話しさせていただく中で、現存の施設の中でも設備的にちょっと調子の悪い部分、エアコンであったりとか、そういった機器的なものはお聞きしておりますので、7 年度予算でそういった対応を進めながら、現在進めてるところでございます。

単純に取壊しをするだけではなくて、取り壊した後に外壁であったりとか開口部、出入口の関係であったりとか、そういったものの修繕的な工事が必要になってまいりますので、残った施設が集会施設としてきちっと機能するような手入れの仕方で、取壊しと併せて工事を行っていく必要があると思いますので、そういったことも含めて設計をしていただいた後に、取壊しを含めた、そういった修繕の工事も行っていくという予定で

ございます。

○議長（池田 宜広君） そのほかございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

暫時休憩をいたします。１５分まで。

午前１１時０４分休憩

午前１１時１４分再開

○議長（池田 宜広君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第１２ 議案第１１号

○議長（池田 宜広君） 日程第１２、議案第１１号、新温泉町火入れに関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、美方郡広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の施行に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容について、農林水産課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） それでは、議案第１１号、新温泉町火入れに関する条例の一部改正について御説明をいたします。

説明の都合上、審議資料の３４ページをお願いいたします。１の概要でございます。改正の理由といたしまして、令和７年２月２６日に発生いたしました岩手県大船渡市での林野火災を受け、美方郡広域事務組合火災予防条例が改正されたことに伴い、本町の条例につきましても所要の改正を行うものでございます。

２の林野火災に関する注意報についてでございます。新たに設けられました林野火災に関する注意報は、警報を発令する前段階において、強い制限や罰則を伴わずに林野火災予防の注意喚起を行うとともに、住民等に対して、火の使用制限の努力義務を課すための制度でございます。

３の発令指標につきましては、前３日間の合計降水量が１ミリ以下、かつ前３０日間

の合計降水量が30ミリ以下のとき、あるいは乾燥注意報が発表されたときなどを基準としております。

この新たな注意報の創設に伴う具体的な改正内容につきましては、審議資料33ページの新旧対照表を御覧ください。左が現行、右が改正案となっております。第14条第1項の火入れの中止につきましては、現行では、強風注意報、乾燥注意報または火災警報が発令された場合に、火入れを行ってはならないとしておりました。今回の改正案では、下線部でお示ししておりますとおり、この要件に、新たに林野火災に関する注意報を追加しております。また、同条第2項におきましても、同様に、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められたとき等に、速やかに消火しなければならない要件として、現行の注意報等に加えて、林野火災に関する注意報を追加しております。

議案に戻っていただきまして、本文附則にありますとおり、本条例は、公布の日から施行いたします。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

10番、河越忠志君。

○議員（10番 河越 忠志君） 本町の中でも降水に関する計測地点って幾つかあると思うんですけども、その中で降水量が3日間、前3日間の1ミリ以下とか30日とか、これについては、それぞれの地域でそれをクリア、クリアという表現は適切でないかもしれないんですけど、そうなってる地域とそうでない地域っていうのもあり得ると思うんですけども、それに対して、この条例での規制というか、その運用というのはどんなふうに対応される予定になってるのか教えていただけるのでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） 火災注意報の発令につきましては、美方広域消防本部のほうで発令の手続を行います。条件が整った中で、該当する範囲、区域について、発令されたことをそれぞれ防災無線放送であったり、車両による広報、またホームページ等で周知をするという流れとなっております。以上です。

○議長（池田 宜広君） 10番、河越忠志君。

○議員（10番 河越 忠志君） そうすると、広域消防本部の発令によって、全町一律にそれに従っていくという認識でよろしいでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 暫時休憩します。

午前11時20分休憩

午前11時20分再開

○議長（池田 宜広君） 再開いたします。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 町民安全課長がお答えします。

○議長（池田 宜広君） 村尾町民安全課長。

○町民安全課長（村尾 国治君） 美方広域消防署管内のことですので、管内での発令になります。

○議長（池田 宜広君） そのほかございませんか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第 1 3 議案第 1 2 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 1 3、議案第 1 2 号、新温泉町空家等対策の推進に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容について、建設課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 森田建設課長。

○建設課長（森田 忠浩君） それでは、議案第 1 2 号について説明いたします。

提案の理由といたしましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正により、条項ずれが生じていることから、本条例において、当該条項を引用している箇所を整備するものです。

では、まず、審議資料 3 5 ページを御覧ください。新旧対照表です。左側が現行、右側が改正案、下線部分が改正箇所、第 6 条第 1 項中、「第 7 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に、第 7 条第 1 項中、「第 6 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に、第 9 条中、「第 1 4 条第 1 項から第 3 項」を「第 2 2 条第 1 項から第 3 項」にそれぞれ改めるものです。

この法律の改正は、令和 5 年 1 2 月に施行されています。本来は法律の施行時期に合わせて改正すべきところでしたが、このたび未改正であったことが分かりましたので、今回改正を行うものです。なお、未改正であったことによる影響は、なかったものと考えております。

それでは、議案第１２号、タブレットでは３１ページをお願いいたします。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとしております。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第１４ 議案第１３号

○議長（池田 宜広君） 日程第１４、議案第１３号、新温泉町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律において子ども・子育て支援法が改正され、同法に基づく特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、条例の制定を御提案申し上げるものであります。

内容について、こども教育課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 朝野こども教育課長。

○こども教育課長（朝野 繁君） それでは、議案第１３号、新温泉町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について説明をさせていただきます。

説明の都合上、審議資料の３６ページ、タブレット３７ページを御覧ください。条例の概要でございます。１、制定理由は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の改正により、乳児等通園支援事業及び乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）が令和８年度から全国の自治体で実施されます。子ども・子育て支援法では、乳児等通園支援事業を行う者が乳児等のための支援給付の支給対象事業者として適当な者であることの確認の基準について、国が定める基準を基に町条例で定める必要があることから、当該条例を新たに制定するものでございます。１２月議会定例会で御議決いただきました乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、児童福祉法に基づくもので、事業の区分や設備の基準、職員の基準を定めるものでござい

た。

2 のこども誰でも通園制度の概要の事業の目的は、全ての子供の育ちを応援し、2 行目の、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化することです。対象となる子供は、保育所、認定こども園等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の子供です。利用可能時間は、月10時間を上限としています。実施事業所は、保育所、認定こども園等で、基準を満たし、適切に事業が実施できる施設ということになります。町内では認定こども園が該当します。

38 ページを御覧ください。国の資料です。制度の概要を示しておりまして、中央の図の下の方の就労要件なしの制度の中の2歳未満を対象としたものにこども誰でも通園制度が該当していることを示しております。その下の四角で囲っている中には、児童福祉法と子ども・子育て支援法の法的根拠について記載しております。その下の本格実施に向けたスケジュールでは、令和6年度から試験的事業が行われており、令和8年度から全自治体で実施することとなっております。

39 ページからは、利用者向けのリーフレットの一部です。

40 ページには利用方法を記載しております。

12月の定例会でも御説明させていただきましたが、現時点では、令和8年度のスタートとしては、ゆめっこ認定こども園から実施をさせていただきたいと考えております。浜坂認定こども園は、大庭認定こども園の休園に伴う園児数の増加の対応がありまして、まずはその対応をしっかり行いたいと考えております。また、民間の認定こども園につきましては、現状では職員の体制を整えることができないことから、現段階では実施の予定はございません。

36 ページに戻っていただきまして、3の条例の概要は次の表のとおりで、条文の見出しと主な条文の内容を記載しております。第2条には事業者を求める一般原則、第3条には事業者が定めるべき利用定員、第4条には保護者との面談の義務、次のページの37ページの12条には特定乳児等通園支援に関する費用の額の受領について、13条には乳児等支援給付費の通知義務、第19条には運営方針等の運営規程の制定について規定しております。

4、施行期日は令和8年4月1日です。

それでは、議案の条例本文を御覧ください、タブレットの42ページです。附則です。この条例は、令和8年4月1日から施行するものです。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。ございませんね。

6番、岡坂遼太君。

○議員（6番 岡坂 遼太君） 来年、令和8年度の中で利用定員が1名というふうなこ

と思いますが、これは各年齢での1名というふうなことなのかなというところの確認と、1名を超えて利用の申出があった場合にはどのように対応するのかをお伺いしたいです。

○議長（池田 宜広君） 朝野こども教育課長。

○こども教育課長（朝野 繁君） 常任委員会でも御質問いただいた内容でございます、各年齢お一人ということになりますので、合計3人ということになります。

利用定員を超えた申込みにつきましては、この条例本文の基準の第21条ですね、利用定員の遵守ということで、第3条第1項に定める規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて、その特定乳児等通園支援の提供を行ってはならないということになりますので、利用定員を超えた利用はできないということになります。

ただし、今現在、一時的保育事業を実施しておりますので、そちらの利用が可能というふうに考えております。以上です。

○議長（池田 宜広君） 6番、岡坂遼太君。

○議員（6番 岡坂 遼太君） そうですね、一時的保育事業を利用かもしれないんですけど、その保護者等の状況によって、このこども誰でも通園制度を利用しなければいけないケースがあったとして、複数、これ、初年度だから1名っていうふうな感じでやると思うんですけども、予想以上にこの制度を用いて、利用したいなっていう人があった場合に、どのタイミングで利用定員を増やすというふうに、あるいは変更ということを行っていくのかの想定予定をお伺いしたいです。

○議長（池田 宜広君） 朝野こども教育課長。

○こども教育課長（朝野 繁君） このたびの本町で予定しているこのこども誰でも通園制度につきましては、余裕活用型ということで、現在の認定こども園の利用定員の空いている枠を活用して行うということになりますので、そことの関係が出てくるということになります。常任委員会でも参事のほうで答弁させていただいたんですが、新しい制度ということもありますし、国の総合支援システム、活用しての利用ということになりますので、なかなかその書類でのやり取りだけではない制度ということがございますので、導入に当たって、便利なシステムを使うんですけども、そのシステムを活用していくことの慣れていく部分というものも現場にとっては負担になってくるということがございますので、現時点では1人ということになっております。

浜坂認定こども園の実施も見送っているところでございますので、実際の運用をしながら、定員については、その空いている枠ということになりますので、それ以上はできないということになりますが、そこも含めながら、今後の実施の拡大の時期については、運用しながら検討していきたいというふうに考えております。

○議長（池田 宜広君） 6番、岡坂遼太君。

○議員（6番 岡坂 遼太君） 常任委員会の中で、年齢によっては1名ではなくても、2名でもいいけそうなどころがあるふうなことを言われていたのかなと思います。これを

利用する方というのは、行政であれば、1年ごとに改善していくようなことが想定されるんですけども、もう1歳たっても大分状況が変わるとというのがこの子育ての関係にありますので、対応できそうであれば、すぐにでも対応できるような形に変更しながら、柔軟にというところを考えて進めていくべきだなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 朝野こども教育課長。

○こども教育課長（朝野 繁君） 貴重な御意見いただいておりますので、実施時期については検討していきたいというふうに考えておりますが、やはり運用しながら、その状況を確認しながらということでない、現場のほうも対応できないということで、適切な保育ができないということになると本末転倒でございますので、そこは現場の状況も確認しながら検討していきたいというふうに考えております。

○議長（池田 宜広君） 12番、谷口功君。

○議員（12番 谷口 功君） 課長も申されましたけども、12月の議会で提案された条例、それから、この条例というのは、参入してくる民間事業者に町としてどう対応するかということが規定されてる条例だと思うんですね。ですから、それは、本来なら12月に併記して提案されるべき条例ではなかったのかなと思うんですが、その点はいかがお考えでしょうか。

それから、こども家庭庁がこの誰でも通園制度実施に関する手引っていうのを去年の3月に出しています。それを見てみると、全くこれまでの児童福祉法などで定めている保育の内容と質を大幅に引き上げたんだということが書かれているわけですね。

それで、例えば、乳児期の発達についてっていうことが書かれておまして、0歳児との関わり方の特徴と留意点の例として挙げられてるんですが、短期間での成長・発達が特に著しく、会うたびに変化や育ちの様子が見られる、あるいは人見知りや後追いの激しい子供もおり、特に保護者と離れることへの不安が強い子供への対応が必要となる。また、体調や生活リズムに合わせた支援が重要で、調乳やだっこなど、乳児の身の回りの世話に関する実践的な知識・技術が必要ですよということが具体的に書かれています。つまり、こういう最も発達が激しい期間といいますか、そういう時期に専門的な知識を持った保育士さんが対応しないとできない業務ですよということが書かれています。そして、そうであるからこそ、いわゆる講習とか研修会とか、そういうことが必要ですよということも書かれています。

それで、いよいよ4月1日からゆめっこで実施します、各年齢1名ずつで合計3名の子供を預かる体制を整えますということになったときに、実施要綱なり規則なりを定めておかないと、先ほどもあった、定員を超える希望があったときに、どういう理由で断るのかと。つまり、預かってほしいという申出があったら、むやみに断ってはならないという条例ですね、これ。そういうものがある以上、規則なり実施要綱なりを定めておかなければ、断る正当な理由が確保できないのではないかなというふうなことが起こり得

るわけです。ですから、この条例を定めたら、ゆめっこで実施することができるものでは、全く性格が違うんですね、この昨年12月の提案された議案と、この議案は。ですから、やっぱり分けて、当然国がやりなさいと指示をしてきているわけですから、準備はしなければならないし、実施しなければならないわけで、それに対応できる定めがないということになっているんですが、その点、どのようにお考えですか。

○議長（池田 宜広君） 朝野こども教育課長。

○こども教育課長（朝野 繁君） まず、12月議会定例会の際に一緒に出すべきではなかったかというような御質問をいただいております。

内部でも検討しまして、ぎりぎりまでこれが出せないかどうかの調整もさせていただきました。国の基準が11月の中旬に公布されております。ですので、それに基づいた条例ということになりますので、準備させていただいたんですけども、12月定例会での提案はちょっと見送っているところでございます。

さらに、この条例につきましては、国の基準が1年間、要は令和9年3月まで町条例として対応することができるということで、そういう経過措置も設けられています。ですので、12月に提案した条例につきましては、そういう経過措置がありませんので、12月には条例制定するように国から指導があったのですが、このたびの条例については、その国の基準を町条例としてみなすことができますので、それで、このたびの提案ということで、12月は見送らせていただいたということがございます。

さらに、その手引のことで、留意点ということで御意見いただいておりますが、その専門的な知識ということで、ゆめっこ認定こども園につきましては、既に0歳児の保育をさせていただいております。そこで業務を行っている保育士も保育教諭もいますので、その職員が対応するというので専門的な知識を持った職員が対応するということになります。ですので、余裕活用型でございますので、空き定員のところを利用するというのでございますので、既に業務を行っている職員が対応していくということでございます。

あと、実施要綱について御意見をいただいております。常任委員会でも説明をさせていただいたんですけども、今、準備しているところでございます。いろいろな情報が遅れて来る状況もありますし、担当のほうも、今でもオンラインの説明会の動画などを見ながら内容を確認している、業務に当たっているところでございますので、それらを整理しまして、3月中には要綱を制定させていただきたいと思っておりますので、それにつきましては4月の常任委員会で報告をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（池田 宜広君） 12番、谷口功君。

○議員（12番 谷口 功君） 例えば、1・2歳児への関わりでは、今度は、午睡時や食事時の誤嚥等による窒息事故の防止、危険認知能力などの未熟さによる転倒や行動範囲の拡大による事故などへの注意、かみつき、ひっかきなどの子供同士のいざこざへの

対応などがありますというふうなことが書かれて、やっぱり一番手のかかる時期に適切な対応ができるかどうかということが注意喚起されているわけですね。その預かる体制が、この子供たちだけを別室で預かるのではなくて、他の子供たちと一緒に預かる体制だというふうに拝見してるんですが、本当にこういう厳しい条件を持っている子供を他の子供たちと一緒に預かって問題がないのか。つまり、先ほど0歳児で申し上げたような、子供たちが母親から離れた途端にずっと泣き放しと、つまり、1日、基本は1時間だと、30分でもいいよというふうになっているわけです。そんなに短時間で子供が慣れてくれるはずがないんですね。

ですから、本当にそういう条件で引き受けた子供をそういう環境の下にさらしているのかと、本当に子供のためになる質の高い保育ということにつながっていくのかという心配があるわけですが、その点はどのようにお考えですか。

○議長（池田 宜広君） 朝野こども教育課長。

○こども教育課長（朝野 繁君） 先ほども申し上げたとおりでございます。この誰でも通園制度につきましては、ゆめっこ認定こども園の空き定員の部分を活用するというところでございますので、保育教諭につきましては、その専門的知識を持った職員が当たるということになります。

さらに、どの学年でも言えることではあるんですけども、特性を持った、支援の必要な方もいらっしゃるということでございます。そういう部分については、園長のほうが話しまして、職員を多く配置したりということをしているところでございますので、そういう部分についても面談をする中で、内部の職員で調整しながら、そういう対応が必要な方が入られたときには対応していくということになりますので、そこは内部で職員体制を配置しながら対応していきたいというふうに考えております。

ですので、その質の高い保育ということで、今できる、ゆめっこ認定こども園で行っているものと同じ質のものをこども誰でも通園制度で保育の教育の提供をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（池田 宜広君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

○議長（池田 宜広君） 日程第 15、議案第 14 号、新温泉町旧八田中学校及び旧照来小学校跡地体育施設条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、新温泉町旧八田中学校屋内運動場の廃止に伴い、グラウンド及びナイター照明施設を所管替えするため、所要の改正を御提案申し上げます。

内容について、生涯教育課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 中尾生涯教育課長。

○生涯教育課長（中尾 良平君） 議案第 14 号、新温泉町旧八田中学校及び旧照来小学校跡地体育施設条例の一部改正について御説明させていただきます。

説明の都合上、審議資料の 41 ページを御覧ください。体育施設条例の新旧対照表です。左側が現行、右側が改正案です。下線部分を御覧いただきまして、旧八田中学校の屋内運動場廃止に伴い、グラウンド及びナイター照明施設を所管替えするため、改正案では旧八田中学校の両施設を削除し、改正を行うものです。

審議資料の 47 ページを御覧ください。変更理由ですが、老朽化が進んでいた旧八田中学校体育館については、令和 6 年度より関係者等に説明及び意見聴取を行い、令和 7 年 10 月より解体工事を実施してるところであります。このたび、残されたグラウンド及びナイター照明施設の管理を行うため、グラウンドについては、隣接する上山高原ふるさと館と一体的に管理することにより、効率化を図るため、所管を商工観光課と変更し、ナイター照明施設については、用途廃止の上、総務課の管理とし、引き続きグラウンド、ナイターともに地域の方々に御利用いただきます。

それでは、議案に戻りまして、タブレットの 44 ページ、条例本文を御覧ください。附則でございます。施行期日といたしまして、この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものです。

また、本条例の一部改正に伴いまして、2、新温泉町使用料徴収条例の一部を次のように改正を行うものです。審議資料 42 ページ、タブレットで 43 ページの別表第 31 を御覧ください。使用料徴収条例の新旧対照表です。同じく左側が現行、右側が改正案です。下線部分を御覧いただきまして、グラウンド及びナイター照明施設を所管替えするため、改正案では旧八田中学校の両施設を削除し、改正を行うものです。

また、関連資料としまして、43 ページから 45 ページに体育施設管理規則一部改正、46 ページに使用許可申請の新旧対照表をつけさせていただいております。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

7 番、澤田俊之君。

○議員（7番 澤田 俊之君） 単純な質問です。一応管理条例から除外という話です。

では、これは普通、どういうふうなその後の管理になるのかということの御説明を、要するに、どうやってこの管理を行うということであるかの質問です。

○議長（池田 宜広君） 中尾生涯教育課長。

○生涯教育課長（中尾 良平君） 残されたグラウンド、ナイターが残ってまいります。

グラウンドにつきましては、先ほど申しあげました商工観光課のほうに所管替えしまして、現在、商工観光課のほうが所管しておりますグラウンド横にある上山高原ふるさと館と一緒に指定管理の一部として管理をいただく。ナイター施設につきましては、老朽化が進んでおりますので、用途廃止の上、総務課の管理として普通財産とし、引き続き、町民の方に使っていただくというような管理で考えております。以上です。

○議長（池田 宜広君） 7番、澤田俊之君。

○議員（7番 澤田 俊之君） 説明が大変悪かったようで、基本的に財産というのは、管理条例がどこかで必ず上がっていないと財産管理を私はできないというふうに理解しています。それで、今まで旧の施設、体育館とグラウンドはこの条例で指定して管理していたというふうに解してるんですね。これを外されたということは、所管替えはいいんですけども、その根本的な考え方の御説明をいただきたいと思います。

○議長（池田 宜広君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 財産に関する基本的な考え方は総務課のほうで担当しておりますので、総務課長からお答えします。

○議長（池田 宜広君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） グラウンドにつきましては、上山高原エコミュージアムが指定管理を受ける施設の中の施設の位置づけでございます。

また、ナイターの照明につきましては、普通財産として地域に貸付けをするということでございます。

○議長（池田 宜広君） 多分、質疑の趣旨は、片方を下げるなら、片方も同時に上げないといけないのじゃないかという内容だというふうに理解しますので、それに対する答弁をお願いします。

暫時休憩します。答弁は昼からにします。13時からお願いします。

午前11時53分休憩

午後 0時58分再開

○議長（池田 宜広君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第15のときの澤田俊之君の答弁から入ります。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 先ほど澤田議員からの御質問については、商工観光課長がお答えをいたします。

○議長（池田 宜広君） 谷口商工観光課長。

○商工観光課長（谷口 薫君） お答えいたします。先ほどの御質問の趣旨としましては、生涯教育課所管の社会体育施設の条例から施設を削除するということは、もう片方の管理する条例で条例改正があるべきではないかという趣旨の御質問だと理解をいたしました。

この当該施設につきましては、管理条例としては、上山高原ふるさと自然塾活動拠点施設条例という条例が対象条例でございます。この条例の中には対象施設として上山高原ふるさと館、海上ふるさと体験ハウス、青下ふるさと体験ハウスの3つの施設が記載がございまして、その施設ごとに詳細な駐車場あるいは倉庫、そういったことについては記載がない、施設名全体を指した条例となっております。

このたび生涯教育課と協議、また総務課と協議をいたします中で、当初は、所在地の位置としてグラウンドの所在地を併記するという考え方も持っていましたが、あくまでも条例上の位置と示しておりますのは住所地を示すものという解釈から、法制執務の担当とも協議をいたしまして、このたびのグラウンド、元グラウンド、これからはグラウンドではなく広場という考え方になりますが、上山高原ふるさと館の一部として、ふるさと館という建物の表記の中に含まれる付随施設であるという解釈から管理を行っていくものでございます。そういう考え方の中で、条例を改正するということをしないという方向を決定いたしましたので、このたび総務産建常任委員会におきましても、その点については改正案ももちろん示していないという状況でございます。

一方で、この後の議題になりますが、指定管理という考え方の中では、上山高原ふるさと館と一体する施設というふうな表現で御説明を申し上げた事案になってございますので、条例は改正しませんが、ふるさと館の一部であると、そういう条例の解釈で条例を運用してまいります。

○議長（池田 宜広君） 7番、澤田俊之君。

○議員（7番 澤田 俊之君） 特に、意図的にはそういう意味合いの考え方の質問なんです。だから、条例をつくる必要があるかないかという話のまず1点で質問させていただいた。ただ、今のお答えは内部の話なんですよ、当然。対外的に對して、その辺をしっかりとした説明をどこかでされましたか。されてないはずですよ。行政内部がそういうふうを考えてやりますよという話です。

だから、指定管理のほうも当然確認させてもらいましたけども、そういう話は出てない。今までは条例管理してたものを、ほかの条例のものに持っていくのであれば、当然そういう説明してからやるべき事案だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 谷口商工観光課長。

○商工観光課長（谷口 薫君） 手前どもとして条例を上程する、条例を改正するというものでないもので、あえて積極的な説明ということについていたしてなかったという点については、御指摘のとおりかなというふうに思いますが、今申し上げましたとおり、

上山高原ふるさと館という建物、施設、建物というのが建ち上がってる建物ではなく、施設として解釈をしておりますので、ふるさと館と言われる建物の横には駐車場もございますし、その他倉庫等、付随される施設全て含めてふるさと館という言葉でこの条例上では位置づけております。その解釈から、今回社会体育施設から削除されるその施設である元グラウンドにつきましては、ふるさと館の中の広場という解釈で、ふるさと館の管理する条例、今申しあげましたふるさと自然塾活動拠点施設条例の中では、上山高原ふるさと館と併記されてる施設名に包括されるという考えで今後運用してまいりますので、委員会等、これまでの間、説明を触れてこなかったという点については、また今後気をつけて管理を行ってまいりたいというふうに思います。

○議長（池田 宜広君） 回数は過ぎておりますが、先ほど私も止めたことがありますので、再度、7番、澤田俊之君。

○議員（7番 澤田 俊之君） 優しくないんです。皆さんの仕事、これは、町民にとって分かりやすい仕事をすべきだというふうに私は思うんですね。ですから、条例で今まで行ってたものを、はい、ほかに移しました。じゃあ、広場という解釈にします。町民の皆さん、誰も分かんないですよ。その辺をしっかりとしながらこういう仕事をしていただきたいということで、終わります。

○議長（池田 宜広君） 谷口商工観光課長。

○商工観光課長（谷口 薫君） 当課としての考え、当職としての考えといえますか、町として、先ほど申し上げたこと以上にございません。先ほど生涯教育課長の議案の説明の中でも、上山高原ふるさと館と一体的に管理することによりという言葉遣いで説明をしたように私も聞き受けました。あくまでも上山高原ふるさと館の一部という解釈で所管替えが行われるという部分について、御理解賜りたいというふうに思います。

○議長（池田 宜広君） そのほか。ございませんね。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第16 議案第15号

○議長（池田 宜広君） 日程第16、議案第15号、新温泉町過疎地域持続的発展計画を定めることについてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第7条の過疎地域持続的発展方針に基づき、新温泉町過疎地域持続的発展計画を定めるため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決をお願いいたします。

内容については、企画課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 西脇企画課長。

○企画課長（西脇 一行君） それでは、議案第15号、新温泉町過疎地域持続的発展計画を定めることについて説明申し上げます。

説明の都合上、審議資料48ページ、タブレット49ページをお願いいたします。まず、策定の趣旨としまして、本町では、令和3年4月1日に施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、いわゆる新過疎法及び県の方針に基づきまして、令和3年度に策定した新温泉町過疎地域持続的発展計画の計画期間が終了することに伴い、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする新たな計画を策定し、有利な地方債等の各種支援措置の活用を図るものであります。

49ページをお願いします。2、計画の基本方針の変更はありません。

3、計画の基本目標につきましては、人口に関する目標値を本町の初期の重点戦略である第2期新温泉町地方創生総合戦略の中期的目標値に合わせ、令和22年国勢調査において、人口9,900人を目指すとしています。

4、計画の達成状況評価として、計画の達成状況につきましては、外部有識者を含めた検証組織からの意見を取り入れながら、定期的に点検・検証を行い、必要に応じて事業等の追加・見直しを行うこととしております。

計画の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

また、引き続き、新温泉町公共施設等総合管理計画及び新温泉町公共施設個別施設計画との整合性を図り、進めることを明記しております。

次に、施策に関する令和8年度から令和12年度までの事業計画として、分野別に50ページから57ページまでに記載をしております。なお、新たに計画をしている事業、名称変更等のあった事業につきましては、事業内容に下線をつけております。

50ページから51ページを御覧ください。2、産業の振興の分野では、県事業費として、は場整備事業、ため池整備事業への負担金計上、52ページをお願いします、3、地域における情報化の分野では、ケーブルテレビ整備事業を削除し、町事業として、デジタル行政推進事業を新たに設置をしております。

同じく52ページから53ページをお願いします。4、交通施設の整備、交通手段の確保の分野では、町事業として事業名を変更した町道道路メンテナンス事業、林道改良事業を記載、新規に林道維持管理整備事業を追記しています。

同じく 53 ページから 54 ページをお願いいたします。5、生活環境の整備の分野では、前回の過疎計画では、花口導水管整備事業や照来新浄水場機械設備更新など、具体的な地名や細やかな事業名を記載していましたが、県の指導もあり、事業内容を業務ごとに分かりやすく整理をして、変更して記載するとともに、新規に下水道施設統廃合事業、北但ごみ・汚泥処理施設建設事業（負担金）、消防施設整備事業（負担金）、消防・防災施設整備事業を追記しています。

6、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の分野では、町事業として、新たに新温泉町病児・病後児保育事業、認定こども園整備事業、認定こども園バス購入事業を追記しています。

55 ページをお願いします。7、医療の確保の分野では、町事業として、新たに地域医療確保対策事業を追記しています。

8、教育の振興の分野では、小・中学校の施設整備事業において、具体的な学校名を入れた事業名を記載をしておりましたが、県の指導により施設ごとに整理をして、小・中学校施設整備事業として記載をしています。

また、町民センター改修、サンシーホール浜坂改修事業、コミュニティ施設整備事業、スポーツ施設整備事業、図書館施設整備事業を新たに追記をしています。

そのほか、新温泉町過疎地域持続的発展計画の策定におきましては、基本的な事項をはじめ、分野別の現状と問題点、その対策等について、直近の内容に数値を変更しております。

本計画によりまして、過疎対策事業債等の財政支援を活用しながら、人口減少、高齢化に対応した持続可能な地域づくりを計画的に推進をしてみたいと思っております。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。ございませんね。

1 番、中村茂君。

○議員（1 番 中村 茂君） 過疎計画の改定という内容で、反対も何もするわけではないんですが、過疎計画というのは、町の総合計画の、ある部分、実施計画というような位置づけがたしかあったと思います。そういう分では、国は過疎債というような有利な起債を使うための一つの理由づけというふうな認識を持っておるところであります。

そういう中で、提案でもないんですが、従来からの行き方として、集落整備ですかね、地域運営組織のことがあります。過疎計画書中の文章表現の中では、地域運営組織を応援・支援するというような、そういう明記があるわけですが、具体的に集落支援組織の活動交付金なり、そういうことまではちょっと踏み込めてない部分があります。ぜひ次期の改定というか、途中で過疎計画変更ありますから、このことを何とか盛り込んでほしいなと、そういう気持ちであります。

もう 1 点は、交通政策の件であります。交通政策で夢つばめの運行とか、町民タクシ

一の運行とか、従来からの明記があるわけですが、やはり、新しい交通システム、乗合タクシーとか、そういう部分がちょっと欠けているんじゃないかなと。今までの議会のやり取りの中で新しい交通体系、交通システムをつくっていくというような意思表示は聞いているわけですが、その部分がちょっとこの中に見えないという気がしました。必然性は共有だと思うんですけど、その辺の記述の部分を今後の変更なりの作業の中で加えていただければと、そう思います。以上です。

○議長（池田 宜広君） 1つ目の質疑に関しては、提言であるというふうな理解をしますので、2番目の質問のみ、西脇企画課長、答弁してください。

○企画課長（西脇 一行君） 議員から御指摘をいただいた集落支援、また交通施策の件については、町の重要事業と認識をしておりますし、今後ますますしっかりと対策を高めていかないといけないというふうに思っています。

この過疎計画につきましては、あくまで過疎事業債を有効に活用していくというものでございまして、今後、言われましたとおり、事業名が固まった段階で、過疎債を使うようであれば、確実にこの中に入れていくということで、総合計画との連動性、また財政計画と併せて、しっかりその辺見ていきたいというふうに思っております。

○議長（池田 宜広君） 1番、よろしいか。

そのほかございませんか。

10番、河越忠志君。

○議員（10番 河越 忠志君） (3)の地域における情報化の中にケーブルテレビの維持管理っていうことが出されてるわけですが、本町においては、ケーブルテレビ等について大きな差があるといいますか、要は、設備があることないことっていうことがあります。

その課題がある中で、この維持費という範囲の中に、そういった、それを少しでも解消するという前向きな事業に取り組むことについての範囲が組み込まれているかどうか、そういった御認識についてお聞きしたいと思います。

○議長（池田 宜広君） 西脇企画課長。

○企画課長（西脇 一行君） ケーブルテレビ事業につきましては、民間移行を完了したということで、今年、大きな事業費を使って完了できたものであります。今後は維持管理をしていくということではあります。

町の情報の格差の問題というのは常々指摘をされておりますが、そこをケーブルテレビを通じて解消していこうというところは、なかなか厳しい。ただ、一方で、結ネットという自治会共通アプリを使いながら、町全体の情報格差のところは、同じプラットフォームの中の違った情報共有、また防災無線等と連動したもので共有を図っていきたいというふうに思います。

ケーブルテレビ事業につきましては、今のものを維持管理をしていくというところを当面考えております。

○議長（池田 宜広君） そのほかございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第 17 議案第 16 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 17、議案第 16 号、辺地に係る総合整備計画の変更について（田中）を議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、前地区ほ場整備事業及び町道青下花口線舗装改良事業を行うため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づいて、新温泉町田中辺地総合整備計画を変更するため、同法第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容について、企画課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 西脇企画課長。

○企画課長（西脇 一行君） それでは、議案第 16 号、辺地に係る総合整備計画の変更について、田中辺地について御説明をいたします。

タブレットの令和 8 年 3 月議案 105 ページとなります。総合整備計画を次のページにつけてありますが、説明の都合上、審議資料の 58 ページ、タブレットの 59 ページをお願いできますでしょうか。参考として、59 ページ、タブレット 60 ページには事業計画位置図をつけております。

それでは、審議資料 58 ページの辺地に係る総合整備計画の変更について御説明いたします。辺地名は田中辺地であり、当該辺地は、町の中心部から南に直線距離で約 13 キロに位置し、上山高原の麓に広がる 4 つの自治区で構成をされております。当該辺地に係る農林漁業経営近代化施設（前地区ほ場整備事業）につきましては、令和 4 年 3 月 11 日開催第 114 回議会定例会におきまして、令和 4 年度からは場整備を開始し、総事業費 4 億 9,000 万円、辺地対策事業債の予定額として、一般財源と同額の 4,900 万円、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間の事業として可決をいただいております。

この間、事業主体である兵庫県、土地改良センターなどと協議をする中で、新たに地

滑り工事及び砂防区域内の対策の必要性が生じ、事業期間が令和１１年度まで、合計８年間に延長されるとともに、追加工事と物価・人件費高騰により事業費が７億５,４２０万円となり、辺地対策事業債の予定額は一般財源と同額の７,５４０万円となるため、変更をお願いするものであります。

また、別途追加案件としまして、当該辺地内の町道青下花口線におきましては、町民バスの運行路線であり、集落住民の生活を支える主要な幹線道路であります。しかしながら、経年劣化により路面にひび割れやわだち等が多数発生しており、通行の安全性が損なわれています。高齢者や児童・生徒の通行も多いことから、路面の舗装整備を実施し、安全安心な通行環境を確保する必要があります。そのため、このたび事業主体を新温泉町として、辺地対策事業債を活用して町道青下花口線舗装改良工事を新たに行うものであります。

公共的施設の整備計画では、令和８年度から令和１０年度までの３年間、事業費２,２２０万円となり、辺地対策事業債の予定額は一般財源と同額の２,２２０万円となります。よって、２事業の合計額は、事業費７億７,６４０万円、辺地対策事業債の予定額は、一般財源と同額の９,７６０万円となります。

議案に戻っていただきまして、総合整備計画を御覧ください。辺地の概況は記載のとおりであります。公共的施設の整備をする事業及び公共的施設の整備計画につきまして、先ほど説明をしたとおりでございます。このたび田中辺地に係る総合整備計画の変更をお願いするものであります。

なお、辺地対策事業債につきましては、充当率が１００％、元利償還金の８０％が普通交付税、基準財政需要額に算入されます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。ございませんね。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。よって、討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第１８ 議案第１７号

○議長（池田 宜広君） 日程第１８、議案第１７号、辺地に係る総合整備計画の策定について（熊谷）を議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、熊谷地区防火水槽整備事業を行うため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、新温泉町熊谷辺地総合整備計画を策定するため、同法第3条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容について、企画課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 西脇企画課長。

○企画課長（西脇 一行君） それでは、議案第17号、辺地に係る総合整備計画の策定について、熊谷辺地について御説明いたします。

タブレットの令和8年3月議案107ページとなります。熊谷地区防火水槽整備事業を行うため策定をするものでございます。

総合計画を次のページにつけておりますので、御覧ください。

参考として、審議資料60ページには事業計画位置図をつけております。

辺地名は熊谷辺地であります。当該辺地は、町の中心部から南東に直線距離で約9キロ離れた山間部にあり、山の中腹に広がる集落であります。

辺地の概況は記載のとおりであります。

公共施設の整備を必要とする事情につきましては、山間部の中腹に位置するため、水の確保、とりわけ消火用水利の確保が問題となっております。現在、防火水槽4基、河川を消火用水利として確保しておりますが、それ以外にため池・湖沼等はなく、河川についても季節によって水位が変動するため、これまでから消火用水利の確保に苦慮しております。

よって、このたび事業主体を新温泉町として消火用水利を確保し、火災から住民生活を守り、安全安心なまちづくりの推進、住民生活の利便性や快適性の向上を図るため、辺地対策事業債を活用して熊谷地区防火水槽整備事業を行うものでございます。

事業期間は令和8年度、1年間であります。事業費は2,750万円となり、辺地対策事業債の予定額は一般財源と同額の2,750万円となります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ございませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第 19 議案第 18 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 19、議案第 18 号、辺地に係る総合整備計画の策定について（海上）を議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、町道海上河合谷線舗装改良事業を行うため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、新温泉町海上辺地総合整備計画を策定するため、同法第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

内容について、企画課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 西脇企画課長。

○企画課長（西脇 一行君） それでは、議案第 18 号、辺地に係る総合整備計画の策定、海上辺地につきまして御説明いたします。

タブレット、令和 8 年 3 月議案 109 ページとなります。

総合整備計画を次のページにつけておりますので御覧ください。

参考として、審議資料 61 ページには事業計画位置図をつけております。

辺地名は海上辺地であり、当該辺地は、町の中心部から直線距離で南に約 13 キロ離れた山間部にあります。

1、辺地の概況は、記載のとおりでございます。

2、公共施設の整備を必要とする事情につきましては、町道海上河合谷線は町民バスの運行路線であり、集落住民の生活を支える主要な幹線道路であります。しかしながら、経年劣化により路面にひび割れやわだち等が多数発生しており、通行の安全性が損なわれており、高齢者や児童・生徒の通行も多いことから、路面の舗装整備を実施し、安心安全な通行環境を確保する必要があります。

事業期間は、令和 8 年度から令和 10 年度までの 3 年間でございます。事業費は 4,510 万円となり、辺地対策事業債の予定額は一般財源と同額の 4,510 万円となります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ございませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第 20 議案第 19 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 20、議案第 19 号、公の施設に係る指定管理者の指定について（御火浦コミュニティセンター）を議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、御火浦コミュニティセンターの指定管理者に三尾区を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

内容につきまして、企画課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 西脇企画課長。

○企画課長（西脇 一行君） 議案第 19 号、公の施設に係る指定管理者の指定につきまして、御火浦コミュニティセンターの説明を申し上げます。

説明の都合上、審議資料の 62 ページを御覧いただきたいと思います。公の施設に係る指定管理者の候補者の選定案をつけさせていただいております。公の施設の名称、御火浦コミュニティセンター、指定管理者の候補者名、三尾区、指定の期間、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで。

選定理由としまして、御火浦コミュニティセンターは、旧学校施設を利用して、町民のスポーツ・レクリエーションをはじめ、あらゆる生涯学習活動や地域活動を推進することを目的として設置をされており、その目的を達成するためには、施設設置地域の地縁団体である当該候補者を指定管理者として選定することが最も適当であると認めるためであります。

次のページからは基本協定書をつけております。75 ページを御覧ください。指定管理の業務仕様書を添付しております。指定管理者が管理する施設及び管理業務について定めをしております。

それでは、議案書の議案第 19 号、タブレット 111 ページに戻っていただきまして、1、公の施設の名称、御火浦コミュニティセンター、2、指定管理者となる団体の名称、三尾区、区長、中村清治、3、指定の期間、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ごさいませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第 2 1 議案第 2 0 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 2 1、議案第 2 0 号、公の施設に係る指定管理者の指定について（浜坂福祉センター）を議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、新温泉町浜坂福祉センターの指定管理者に社会福祉法人新温泉町社会福祉協議会を指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

内容につきまして、福祉課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 松本福祉課長。

○福祉課長（松本 晃君） 議案第 2 0 号、タブレットの 1 1 2 ページとなります。公の施設に係る指定管理者の指定について説明をいたします。

説明の都合上、審議資料の 7 7 ページ、タブレットの 7 8 ページをお願いいたします。候補者の選定案を添付しております。

また、審議資料 7 8 ページから 9 1 ページにかけて基本協定書を添付しております。協定内容につきましては、8 1 ページの第 7 条中、指定管理期間以外は前回と変更ございません。

議案に戻っていただきまして、1、公の施設の名称は新温泉町浜坂福祉センター、指定管理者となる団体の名称は社会福祉法人新温泉町社会福祉協議会、指定の期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日までとしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君）　ございませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第 2 2　議案第 2 1 号

○議長（池田 宜広君）　日程第 2 2、議案第 2 1 号、公の施設に係る指定管理者の指定について（浜坂野営場）を議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君）　本件につきましては、浜坂野営場の指定管理者に浜坂観光協会を指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

内容につきまして、商工観光課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君）　谷口商工観光課長。

○商工観光課長（谷口 薫君）　それでは、議案第 2 1 号、公の施設に係る指定管理者の指定について、指定管理者を選定いたしましたので、御提案を申し上げます。

タブレットの 1 1 3 ページが議案のほうでございますが、説明の都合上、審議資料 9 2 ページをお開きいただきたいと思います。公の施設に係る指定管理者の候補者の選定案をお示ししております。公の施設の名称は浜坂野営場、指定管理者の候補者名は浜坂観光協会、指定の期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まででございます。

選定の理由といたしまして、候補者は、現在行っております指定管理のノウハウを活用して適正な管理が行えますとともに、夏期には松林キャンプ場、また駐車場の運営をしております。利用者に効果的な管理運営をできるものというふうに考えております。また、年間を通じまして、浜坂県民サンビーチや漁港等での各種イベントと連携を図ることができ、情報発信や観光の拠点として、さらなる事業展開が見込める団体であります。

次のページの 9 3 ページから 1 0 5 ページにかけては、基本協定書をお示しをしております。なお、指定管理料については、ございません。ゼロ円でございます。

議案書に返っていただきまして、1、公の施設の名称、浜坂野営場、2、指定管理者となる団体の名称、浜坂観光協会、会長、川夏博志、指定の期間、令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日までであります。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

1 番、中村茂君。

○議員（1 番 中村 茂君） 管理物件の管理棟のことですが、ちょっと僕の錯覚であれば申し訳ないんですが、管理棟の屋根に太陽光のパネルが早くからあったと思います。それが壊れてるという現実があるようです。修繕されたかどうか、ちょっと申し訳ない、昨日、今日見てないんですけど。あれの修理はどちらがするもんなんだろうかということを確認したいと思いますし、修繕するんだったらしてほしいし、もうしないんだったら、撤去というか、それなりの対応されたらどうかなと思うんですが、そういう内容であります。

○議長（池田 宜広君） 谷口商工観光課長。

○商工観光課長（谷口 薫君） 大変申し訳ございません。太陽光パネルについての所管課について、ちょっと掌握ができておりませんで、大変失礼しております。また確認をいたしますが、当課、修繕必要がある所管ということでありましたら、もちろんおっしゃいますとおり、修繕を行うのか、また、もしくは撤去をするのかということについては、また後日決定をいたしたいというふうに思いますが、ちょっと所管の確認については、お時間賜りたいというふうに思います。

○議長（池田 宜広君） 暫時休憩いたします。

午後 1 時 3 5 分休憩

.....

午後 1 時 4 1 分再開

○議長（池田 宜広君） 再開いたします。

ちょっと休憩を取ります。まず、5 0 分まで。

午後 1 時 4 1 分休憩

.....

午後 1 時 5 0 分再開

○議長（池田 宜広君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

答弁から始めます。

谷口商工観光課長。

○商工観光課長（谷口 薫君） 先ほどは失礼いたしました。

調査、調べましたところ、旧町時代、産業観光課が所管しております際につけたものということで、合併後も少し、発電量等について低下していく過程については、合併後、管理をしながら掌握をしていたということで、今現在はもう発電し得る状態にない。平成 2 4 年、5 年、6 年頃というふうなことはありますが、メーカー側にも修繕等について相談をしたということでございますが、実際、塩害が生じるエリアであるという

ことで、新しくした後の年数、いろんなことを考慮した中で、今現在、電気系統等全て切りまして、屋根の上にパネルが載っているという状況で管理をしているということで、当課、商工観光課の所管の施設で、パネルについても、屋根に載ってるとはいいながら、当課のものでございます。

今後について、屋根に支障を来すような、何かパネルが載っていることで建物自体に支障を来すような状況であるということであれば、また今後、撤去等について検討していきたいというふうに思いますが、現状は、今の状態で引き続き様子を見ながら管理を続けていきたいと、かように思っております。

○議長（池田 宜広君） 1 番、中村茂君。

○議員（1 番 中村 茂君） 大変時間を取っていただきましてありがとうございます。

通常のパネルがある状態だといいいんだけど、壊れてる気がします、割れてる。だから、そんな状態があるから、あえて発言させてもらいました。確かに使わないんだったら、もう撤去するなり、目隠しするなり、いい形で管理していただければと、以上です。

○議長（池田 宜広君） 谷口商工観光課長。

○商工観光課長（谷口 薫君） 御指摘、御意見ありがとうございます。引き続き管理を努めてまいります。

○議長（池田 宜広君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

暫時休憩をいたします。

午後 1 時 5 2 分休憩

午後 1 時 5 2 分再開

○議長（池田 宜広君） 再開をいたします。

ただいま休憩中に御協議をいただきましたとおり、議案第 2 2 号から議案第 2 7 号までの公の施設に係る指定管理者の指定につきましては、一括上程をし、質疑、討論、採決は施設ごとに行います。

日程第 2 3 議案第 2 2 号 から 日程第 2 8 議案第 2 7 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 2 3、議案第 2 2 号、公の施設に係る指定管理者の指定

について（草太園地）、日程第２４、議案第２３号、公の施設に係る指定管理者の指定について（リフレッシュ館、森林総合利用促進施設及び新温泉町民プール）、日程第２５、議案第２４号、公の施設に係る指定管理者の指定について（メイプルセンター及びパークロッジ）、日程第２６、議案第２５号、公の施設に係る指定管理者の指定について（湯村温泉博覧館「夢千代館」）、日程第２７、議案第２６号、公の施設に係る指定管理者の指定について（湯村温泉東駐車場及び湯村温泉北駐車場）、日程第２８、議案第２７号、公の施設に係る指定管理者の指定について（健康公園）を一括議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議案第２２号、公の施設に係る指定管理者の指定について（草太園地）から議案第２７号、公の施設に係る指定管理者の指定について（健康公園）までにつきましては、指定管理者に株式会社温泉町夢公社を指定したいので、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

内容について、商工観光課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 谷口商工観光課長。

まず、議案第２２号、公の施設に係る指定管理者の指定について（草太園地）をお願いします。

○商工観光課長（谷口 薫君） それでは、議案第２２号から議案第２７号についての説明ということで、まず、議長より指示をいただきました、議案第２２号の公の施設に係る指定管理者の指定についてということで、草太園地について御説明を申し上げます。

説明の都合上、審議資料の１０６ページをお願いいたします。１０６ページから１０７ページにかけましては、候補者の選定案をお示しをしております。この選定案につきましては、議案第２２号から２７号までにつきましては、同一の候補者を選定するものでございますので、この１０６ページ、１０７ページにつきましては、一括での御説明ということで申し上げたいと思います。

公の施設の名称としましては、草太園地、リフレッシュ館、森林総合利用促進施設、新温泉町民プール、メイプルセンター、パークロッジ、湯村温泉博覧館「夢千代館」、湯村温泉東駐車場、湯村温泉北駐車場、健康公園でございます。指定管理者の名称は株式会社温泉町夢公社、指定の期間は令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まででございます。

次のページ、１０７ページをお開きください。選定理由といたしまして、１つ目に、第三セクターであります株式会社温泉町夢公社は、公共施設の管理と運営業務の効率化、さらには若者雇用の創出を目的として設立したもので、長年にわたって培ったノウハウを基に、指定管理を効率的に行ってきた実績がございます。

２つ目としまして、複数施設の委託であることによりまして、管理運営を総合的に

っております。極力無駄を省いた効率化が図られています。

3つ目に、委託施設につきましては、町民の健康増進を主たる目的としております一方で、観光等、広く開かれた施設でもございます。施設管理のみならず、町の活性化や従来から施設間の利用促進につきまして、観光地の形成に大きく寄与してきたというふうに考えております。

4つ目に、設立以来38年が経過をしておりますが、これまで特に大きな問題が起きておりません。

5つ目としまして、今後も民間企業の持つ利点を活用しつつ、施設の適切な管理運営及び事業展開から、町外からの誘客、町民の健康増進、雇用の創出による定住促進等、町の活性化が期待できる団体であります。

草太園地につきまして、引き続き108ページから草太園地の協定書というものをお示しをしております。122ページまでかけてでございます。指定管理期間以外には変更はございませんので、指定管理料について御説明を申し上げます。年度協定で定めることとしておりますが、令和8年度につきましては、19万8,000円を計上しているところでございます。

議案書に返っていただきまして、1、公の施設の名称、草太園地、2、指定管理者となる団体の名称、株式会社温泉町夢公社、代表取締役社長、猪坂悦司、指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日までであります。以上です。

○議長（池田 宜広君） では、次に、議案第23号、公の施設に係る指定管理者の指定について（リフレッシュ館、森林総合利用促進施設及び新温泉町民プール）をお願いします。

谷口商工観光課長。

○商工観光課長（谷口 薫君） では、続きまして、議案第23号、リフレッシュ館、森林総合利用促進施設、新温泉町民プールについて御説明申し上げます。

審議資料の123ページをお開きください。こちらにつきましては、審議資料の123ページから137ページにかけまして基本協定書をつけております。指定管理料につきましては年度協定で定めることとしておりますが、令和8年度につきましては、改築工事が発注となりました後、所要の変更を行うこととしまして、現段階では、1年間分の3,636万8,000円を計上いたしております。

議案書に返っていただきまして、1、公の施設の名称、リフレッシュ館、森林総合利用促進施設、新温泉町民プール、指定管理者となる団体の名称、株式会社温泉町夢公社、代表取締役社長、猪坂悦司、指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日までであります。以上です。

○議長（池田 宜広君） では、次に、議案第24号、公の施設に係る指定管理者の指定について（メイプルセンター及びパークロッジ）をお願いします。

谷口商工観光課長。

○商工観光課長（谷口 薫君） 引き続き、続きまして、議案第24号、メイプルセンター及びパークロッジについて御説明申し上げます。

審議資料の138ページをお開きください。こちらにつきましては、審議資料138ページから152ページにかけまして基本協定書をお示ししております。なお、当施設の指定管理料につきましては年度協定で定めることとしておりますが、令和8年度につきましては572万9,000円を計上いたしております。

議案書に返っていただきまして、1、公の施設の名称、メイプルセンター、パークロッジ、2、指定管理者となる団体の名称、株式会社温泉町夢公社、代表取締役社長、猪坂悦司、指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日までであります。以上です。

○議長（池田 宜広君） 次に、議案第25号、公の施設に係る指定管理者の指定について（湯村温泉博覧館「夢千代館」）をお願いします。

谷口商工観光課長。

○商工観光課長（谷口 薫君） では、続きまして、議案第25号、湯村温泉博覧館「夢千代館」について御説明申し上げます。

審議資料の153ページをお開きください。こちらにつきましては、審議資料の153ページから167ページにかけまして基本協定書をお示ししております。なお、指定管理料につきましては年度協定で定めることとしておりますが、令和8年度につきましては629万円を計上いたしております。

議案書にお返りいただきまして、1、公の施設の名称、湯村温泉博覧館「夢千代館」、2、指定管理者となる団体の名称、株式会社温泉町夢公社、代表取締役社長、猪坂悦司、指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日までであります。以上です。

○議長（池田 宜広君） 次に、議案第26号、公の施設に係る指定管理者の指定について（湯村温泉東駐車場及び湯村温泉北駐車場）をお願いします。

谷口商工観光課長。

○商工観光課長（谷口 薫君） 続きまして、議案第26号、湯村温泉東駐車場、湯村温泉北駐車場についてでございます。

審議資料の168ページをお開きください。こちらにつきましては、審議資料の168ページから182ページにかけまして基本協定書をお示ししております。指定管理料につきましては年度協定で定めるとしてありますが、令和8年度につきましては492万4,000円を計上いたしております。

議案書に返っていただきまして、1、公の施設の名称、湯村温泉東駐車場、湯村温泉北駐車場、2、指定管理者となる団体の名称、株式会社温泉町夢公社、代表取締役社長、猪坂悦司、3、指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日までであります。以上です。

○議長（池田 宜広君） 次に、議案第27号、公の施設に係る指定管理者の指定について

て（健康公園）をお願いします。

谷口商工観光課長。

○商工観光課長（谷口 薫君） 次に、議案第 27 号、健康公園について御説明申し上げます。

審議資料の 183 ページをお開きください。こちらにつきましては、審議資料の 183 ページから 197 ページにかけて基本協定書をお示ししております。指定管理料につきましては年度協定で定めることとしておりますが、令和 8 年度につきましては、2,475 万 2,000 円を計上いたしております。

議案書にお返りいただきまして、1、公の施設の名称、健康公園、2、指定管理者となる団体の名称、株式会社夢公社、代表取締役社長、猪坂悦司、3、指定の期間、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までであります。

説明については以上であります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 以上で説明を終わります。

議案第 22 号、公の施設に係る指定管理者の指定について（草太園地）、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。ございませんね。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

議案第 23 号、公の施設に係る指定管理者の指定について（リフレッシュ館、森林総合利用促進施設及び新温泉町民プール）、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ございませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

議案第 24 号、公の施設に係る指定管理者の指定について（メイプルセンター及びパ

ークロジ)、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(池田 宜広君) 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(池田 宜広君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(池田 宜広君) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

議案第25号、公の施設に係る指定管理者の指定について(湯村温泉博覧館「夢千代館」)、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(池田 宜広君) 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(池田 宜広君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(池田 宜広君) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

議案第26号、公の施設に係る指定管理者の指定について(湯村温泉東駐車場及び湯村温泉北駐車場)、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(池田 宜広君) 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(池田 宜広君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(池田 宜広君) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

議案第27号、公の施設に係る指定管理者の指定について(健康公園)、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(池田 宜広君) 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(池田 宜広君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第 29 議案第 28 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 29、議案第 28 号、公の施設に係る指定管理者の指定について（上山高原ふるさと館、海上ふるさと体験ハウス及び青下ふるさと体験ハウス）を議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、上山高原ふるさと館、海上ふるさと体験ハウス及び青下ふるさと体験ハウスの指定管理者に特定非営利活動法人上山高原エコミュージアムを指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

内容につきまして、商工観光課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 谷口商工観光課長。

○商工観光課長（谷口 薫君） それでは、議案第 28 号、公の施設に係る指定管理者の指定につきまして、指定管理者を選定いたしましたので、御提案申し上げます。

説明の都合上、審議資料 198 ページをお開きいただきたいと思います。公の施設に係る指定管理者の候補者の選定案をお示ししております。公の施設の名称は、上山高原ふるさと館、海上ふるさと体験ハウス、青下ふるさと体験ハウス、指定管理者の候補者名は特定非営利活動法人上山高原エコミュージアム、指定の期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まででございます。

選定の理由としまして、候補者は上山高原エコミュージアムの運営に当たる団体として、設立前の平成 14 年より上山高原エコミュージアム準備会として、兵庫県、旧の温泉町と共に上山高原エコミュージアムの準備と運営に携わってきた実績がある団体でございます。また、対象となります施設、上山高原ふるさと館は、上山高原エコミュージアムの拠点施設として建設されたもので、候補者は施設の設立趣旨や内容を熟知しているだけではなく、プログラムの運営とリンクした魅力ある施設運営ができる唯一の団体であるとともに、法人設立の理念に基づき、地域振興に寄与しつつ、機動的で低コストの運営を目指すことができる団体ということで選定をいたしました。

なお、青下と海上の 2 つのふるさと体験ハウスとの一体的な施設運営によりまして、効率的かつ効果的な施設運営が可能となっております。

こちらにつきましては、次のページ、審議資料 199 ページから 212 ページにかけて基本協定書をお示しをしております。指定管理料につきましては、昨年度まで旧八田中学校の体育館とグラウンドにつきましては、社会体育施設として生涯教育課所管

とし、当課とは別に指定管理を行っていただいていたところでございますが、令和7年度におきまして、先ほども議題にございました体育館につきましては既に取壊しを終えておりますが、グラウンドにつきましては社会体育施設ではなくなったということでございます。令和8年度からにつきましては、上山高原ふるさと館の付随施設として、広場として取り込むこととして管理を行うことといたします。指定管理料につきましては、年度協定に定めることということにしておりますが、令和8年度については、それらを勘案いたしまして、306万円を計上しているところでございます。

議案書に返っていただきまして、1、公の施設の名称、上山高原ふるさと館、海上ふるさと体験ハウス、青下ふるさと体験ハウス、2、指定管理者となる団体の名称、特定非営利活動法人上山高原エコミュージアム、代表理事、馬場正男、指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日までであります。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ございませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

ちょっと暫時休憩します。

午後2時14分休憩

午後2時15分再開

○議長（池田 宜広君） 再開いたします。

日程第30 議案第29号

○議長（池田 宜広君） 日程第30、議案第29号、公の施設に係る指定管理者の指定について（牧場公園第1ペアリフト）を議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、牧場公園第1ペアリフトの指定管理者に株式会社湯村温泉愛宕山観光を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規

定により、議会の議決をお願いするものです。

内容について、商工観光課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 谷口商工観光課長。

○商工観光課長（谷口 薫君） 続きまして、議案第29号、公の施設に係る指定管理者の指定について、指定管理者を選定いたしましたので、御提案を申し上げます。

説明の都合上、審議資料213ページをお開きください。公の施設に係る指定管理者の候補者の選定案をお示ししております。公の施設の名称は牧場公園第1ペアリフト、指定管理者の候補者名は株式会社湯村温泉愛宕山観光、指定管理の期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとしております。

選定理由といたしまして、長年にわたって施設の運行を行ってきた実績から、運行上必要な知見や資格、ノウハウを持っており、効率的な施設運営が見込まれること、さらには、町の観光振興や牧場公園の魅力向上、来場者の増加を理念としていること。また、各種団体との連携による活動など新たな事業展開が見込まれることなど、指定管理者としての意義や責務を十分認識している団体であるということで選定をいたしました。

また、本来でありましたら、このたびの選定のタイミングで候補者を公募するところでしたが、令和8年度におきまして、数か月間、同リフトの改修工事が予定をされているということでございまして、このたび、あと1年間、期間を延長という趣旨、位置づけで、同社を選定するものでございます。来年度、公募によりまして候補者の選定を行うことといたしております。

こちらにつきまして、審議資料の214ページから229ページにかけまして基本協定書をおつけしております。指定管理料につきましては、年度協定で定めることとしておりますが、令和8年度につきましては、改修工事が発注された後、所要の変更を行うことといたしまして、年度当初においては、12か月分であります342万9,000円を計上いたしております。

議案書に返っていただきまして、1、公の施設の名称、牧場公園第1ペアリフト、2、指定管理者となる団体の名称、株式会社湯村温泉愛宕山観光、代表取締役、西坂修、3、指定の期間、令和8年4月1日から令和9年3月31日までであります。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。ございませんね。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第 3 1 議案第 3 0 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 3 1、議案第 3 0 号、公の施設に係る指定管理者の指定について（諸寄基幹集落センター及び諸寄健康増進体育センター）を議題といたします。
上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、諸寄基幹集落センター及び諸寄健康増進体育センターの指定管理者に諸寄財産区管理協議会を指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

内容につきまして、農林水産課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） それでは、議案第 3 0 号、公の施設に係る指定管理者の指定につきまして、指定管理者を指定いたしましたので、御説明を申し上げます。

説明の都合上、審議資料の 2 3 0 ページ、タブレットの 2 3 1 ページをお願いいたします。公の施設に係る指定管理者の候補者の選定案といたしまして、諸寄基幹集落センター及び諸寄健康増進体育センターの 2 施設の次期指定管理者の候補者として、諸寄財産区管理協議会を選定いたしました。指定の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日までの 5 年間でございます。

選定理由につきましては、同協議会が設立当初より管理委託を行ってきた実績があることや、設立目的である地域産業の振興と住民の福祉向上を図ってきた実績を評価したものでございます。

審議資料の 2 3 1 ページから 2 4 3 ページに管理に関する基本協定書を掲載しております。

その中で、2 3 7 ページ、第 2 0 条におきまして、本施設に係る利用料金は、指定管理者の収入として収受する利用料金制を採用しております。

また、2 3 9 ページ、第 3 6 条におきまして、施設の設置目的に合致し、管理業務の妨げにならない範囲において、指定管理者が事前の承諾を得た上で、自己の責任と費用により自主事業を実施できる規定を設けております。

議案、タブレットの 1 2 2 ページに戻っていただきまして、1 の公の施設の名称は諸寄基幹集落センター、諸寄健康増進体育センター、2 の指定管理者となる団体の名称は諸寄財産区管理協議会、会長、水谷和尚、3、指定の期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日までとしております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ごございませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第 3 2 議案第 3 1 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 3 2、議案第 3 1 号、公の施設に係る指定管理者の指定について（諸寄児童公園）を議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、諸寄児童公園の指定管理者に諸寄財産区管理協議会を指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

内容について、建設課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 森田建設課長。

○建設課長（森田 忠浩君） それでは、議案第 3 1 号について説明いたします。

1、公の施設の名称は諸寄児童公園、2、指定管理者となる団体の名称は諸寄財産区管理協議会、3、指定の期間は、本年、令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日までの 5 年間です。本件、諸寄児童公園は、指定管理の期間満了に当たり、諸寄財産区管理協議会から、引き続き指定管理の申請がありました。

次に、審議資料 2 4 4 ページを御覧ください。選定理由のとおり、当該施設は昭和 5 3 年に旧西浜支所跡地を公園化したもので、長い間、地域住民の憩いの場として利用され、施設利用者は地域住民が主体となること、また、自主事業としての清掃活動など、適切な管理を行っていることから、指定管理候補者選定委員会の審議の結果、引き続き諸寄財産区管理協議会をお願いすることとなりました。

次ページ、2 4 5 ページから 2 5 0 ページまでには基本協定及び管理業務仕様書の写しを添付しておりますが、変更点は 2 点、指定期間と個人情報の保護に関して引用している条例を記載している条文のみですので、説明は省略させていただきます。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

暫時休憩をいたします。

午後 2 時 2 6 分休憩

午後 2 時 2 6 分再開

○議長（池田 宜広君） 再開をいたします。

ただいま休憩中に御協議をいただきましたとおり、議案第 3 2 号から議案第 3 7 号までの公の施設に係る指定管理者の指定につきましては、一括上程をし、質疑、討論、採決は施設ごとに行います。

日程第 3 3 議案第 3 2 号 から 日程第 3 8 議案第 3 7 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 3 3、議案第 3 2 号、公の施設に係る指定管理者の指定について（浜坂山村広場）、日程第 3 4、議案第 3 3 号、公の施設に係る指定管理者の指定について（浜坂 B & G 海洋センター体育館）、日程第 3 5、議案第 3 4 号、公の施設に係る指定管理者の指定について（浜坂すこやか広場）、日程第 3 6、議案第 3 5 号、公の施設に係る指定管理者の指定について（浜坂相撲場）、日程第 3 7、議案第 3 6 号、公の施設に係る指定管理者の指定について（浜坂体育センター）、日程第 3 8、議案第 3 7 号、公の施設に係る指定管理者の指定について（浜坂多目的公園グラウンドゴルフ場）を一括上程をいたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議案第 3 2 号、公の施設に係る指定管理者の指定について（浜坂山村広場）から議案第 3 7 号、公の施設に係る指定管理者の指定について（浜坂多目的公園グラウンドゴルフ場）までにつきましては、指定管理者に新温泉町スポーツ協会を指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

内容について、生涯教育課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 暫時休憩をいたします。ちょっと 2 時 4 5 分の関係があります

ので、ここで休憩を取ります。４０分まで。

午後２時２９分休憩

午後２時４０分再開

○議長（池田 宜広君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

中尾生涯教育課長の説明からお願いをします。

まず、議案第３２号、公の施設に係る指定管理者の指定について（浜坂山村広場）の説明をしてください。

中尾生涯教育課長。

○生涯教育課長（中尾 良平君） 議案３２号から３７号、公の施設に係る指定管理者の指定について、候補者を選定しましたので、一括で説明させていただきます。

説明の都合上、審議資料２５１ページ、タブレット２５２ページをお開きください。公の施設の名称、浜坂山村広場、浜坂Ｂ＆Ｇ海洋センター体育館、浜坂すこやか広場、浜坂相撲場、浜坂体育センター、浜坂多目的公園グラウンドゴルフ場、指定管理者の候補者名、新温泉町スポーツ協会、指定の期間、令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで。

審議資料、タブレット２５２ページを御覧ください。指定管理者の候補者としまして、選定理由を、町民のスポーツ振興、体力づくりなど、スポーツ全般に寄与する団体であり、子供から高齢者まで、生涯スポーツ社会の実現に取り組む施設の設置目的と一致することから、管理者の候補者の選定をお願いするものです。

議案第３２号、タブレットで１２４ページを御覧ください。公の施設名称、浜坂山村広場、指定管理者となる団体の名称、新温泉町スポーツ協会、会長、稲垣孝一、指定の期間、令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで。

審議資料の２５２ページから基本協定をつけております。前回からの変更点としては、第７条の指定期間のみです。指定管理料につきましては年度協定に定めるとしてありますが、令和８年度につきましては４５６万円を計上しております。

説明は以上となります。

○議長（池田 宜広君） 次に、議案第３３号、公の施設に係る指定管理者の指定について（浜坂Ｂ＆Ｇ海洋センター体育館）を説明してください。

中尾生涯教育課長。

○生涯教育課長（中尾 良平君） 続きまして、議案第３３号、タブレット１２５ページを御覧ください。公の施設の名称、浜坂Ｂ＆Ｇ海洋センター体育館、指定管理者となる団体の名称、指定の期間、選定理由につきましては、議案第３２号と同様ですので、説明を省略させていただきます。

審議資料２６６ページから基本協定をつけております。指定管理料につきましては年度協定に定めるとしてありますが、令和８年度につきましては２８４万４,０００円を計

上しております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 次に、議案第34号、公の施設に係る指定管理者の指定について（浜坂すこやか広場）を説明してください。

中尾生涯教育課長。

○生涯教育課長（中尾 良平君） 続きまして、議案第34号、タブレット126ページを御覧ください。公の施設の名称、浜坂すこやか広場、指定管理者となる団体の名称、指定の期間、選定理由につきましては、議案第32号と同様ですので、説明を省略させていただきます。

審議資料の280ページから基本協定書をつけております。指定管理料につきましては年度協定に定めるものとしておりますが、令和8年度につきましては128万2,000円を計上しております。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 暫時休憩をいたします。

午後2時45分休憩

午後2時47分再開

○議長（池田 宜広君） それでは、会議を再開いたします。

次に、議案第35号、公の施設に係る指定管理者の指定について（浜坂相撲場）を説明してください。

中尾生涯教育課長。

○生涯教育課長（中尾 良平君） 続きまして、議案第35号、タブレット127ページを御覧ください。公の施設の名称、浜坂相撲場、指定管理者となる団体の名称、指定の期間、選定理由につきましては、議案第32号と同様ですので、説明を省略させていただきます。

審議資料294ページから基本協定書をつけております。指定管理料につきましては年度協定に定めるものとしておりますが、令和8年度につきましては37万3,000円を計上しております。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 次に、議案第36号、公の施設に係る指定管理者の指定について（浜坂体育センター）を説明してください。

中尾生涯教育課長。

○生涯教育課長（中尾 良平君） 続きまして、議案第36号、タブレット128ページを御覧ください。公の施設の名称、浜坂体育センター、指定管理者となる団体の名称、指定の期間、選定理由につきましては、議案第32号と同様ですので、説明を省略させていただきます。

審議資料 308 ページから基本協定書をつけております。指定管理料につきましては年度協定に定めるものとしておりますが、令和 8 年度につきましては 309 万 6,000 円を計上しております。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 次に、議案第 37 号、公の施設に係る指定管理者の指定について（浜坂多目的公園グラウンドゴルフ場）を説明してください。

中尾生涯教育課長。

○生涯教育課長（中尾 良平君） 続きまして、議案第 37 号、タブレット 129 ページを御覧ください。公の施設の名称、浜坂多目的公園グラウンドゴルフ場、指定管理者となる団体の名称、指定の期間、選定理由につきましては、議案第 32 号と同様ですので、説明を省略させていただきます。

審議資料の 322 ページから基本協定書をつけさせていただいております。指定管理料につきましては年度協定に定めるものとしておりますが、令和 8 年度については 99 万円を計上しております。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 以上で説明を終わります。

議案第 32 号、公の施設に係る指定管理者の指定について（浜坂山村広場）、これについて、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ございませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

議案第 33 号、公の施設に係る指定管理者の指定について（浜坂 B & G 海洋センター体育館）、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をさ

れました。

議案第 3 4 号、公の施設に係る指定管理者の指定について（浜坂すこやか広場）、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

議案第 3 5 号、公の施設に係る指定管理者の指定について（浜坂相撲場）、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

議案第 3 6 号、公の施設に係る指定管理者の指定について（浜坂体育センター）、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

議案第 3 7 号、公の施設に係る指定管理者の指定について（浜坂多目的公園グラウンドゴルフ場）の質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第 3 9 議案第 3 8 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 3 9、議案第 3 8 号、令和 7 年度新温泉町一般会計補正予算（第 1 1 号）についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和 7 年度新温泉町一般会計予算に補正の必要が生じたので、御提案を申し上げます。

内容については、休憩中に担当課長が御説明を申し上げたとおりであります。よろしくお願いをいたします。

○議長（池田 宜広君） 内容説明につきましては、休憩中に担当課長から受けておりますので、これから質疑に入ります。

質疑は、歳出、歳入、総括を一括で行います。質疑はございませんか。

1 番、中村茂君。

○議員（1 番 中村 茂君） 所管でない部分の質疑を行いたいと思います。

まず、予算書 2 0 ページ、畜産業費の部分ですが、ここで但馬牛研修センターの実績による減ということで光熱費が出ているわけですが、今の現状を聞きたいと思ひますし、今後の予定がありましたら聞かせてください。

それから、以前というか、この経過の中で、二日市ふれあいセンターの解体工事の話が出ましたし、また、諸寄集落センターのエアコン改修も出ています。基本的に、集落、公民館、集会施設というのは、その地域が、例えば冷暖房施設の入替えにおいても、自ら負担しながら地域振興事業を使ったりとかして更新をしているわけですが、今回、二日市ふれあいセンターの修繕というか、解体、修繕の中で、エアコンを設置されるというようなことがちょっと聞こえたんですけど、他の集落センター、集会施設における、要は地元負担という形はあるのかどうかと。地域振興事業では 3 分の 2、限度額 5 0 万というような制約はあるわけですが、そういう制度っていうのは全く度外視した中で行われるかということを聞きたいと思ひます。

それから、2 6 ページ、リフレッシュ館管理費であります。委託料が大きく 4, 5 0 0 万円の減額であります。確かではないんですけど、当初予算の中で 1 億円近い予算計上があったと思ひます。それが大きく 4, 5 0 0 万円減額になってるということ、この原因というか、安く上がることはいいんですけど、予算の見込みというか、こんな倍半分

になるような予算計上はいかがなものかという、事前の計上における調査ができてなかったと違うかなと、そんな気を持つところであります。

大体建設費というのは設計費の10倍ぐらいというのが一般の認識というか、僕らそういうふうに思ってたんですけど。それからいったら、4,500万円の減額ですから、5,000、6,000万円ぐらいでしょうかね、要は入札で落ちた金額というのは。それからいったら10倍、五、六千万円で、10億円ぐらいが妥当なところかと思うんですけど、今、予算資料を見る中では、12億6,000万円、総額の中でこのプール改築が進むということがあります。その辺の、僕の勝手な見方かも知れませんが、この4,500万円の減額、それから実際の設計費、それから出てきた成果物、この辺りの、何というんだろう、改めて、結果しかないんですけど、教えてもらえればという気がいたします。

それをお願いします。

○議長（池田 宜広君） ページ26のリフレッシュ館については委託料の減額の部分のみの答弁で。プール改築等については新年度予算に計上しておりますので、回答は結構です。

原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） 6款1項4目畜産業費の予算の減額についてでございます。但馬牛研修センターの実績による光熱水費の減ということで予算を減額しておりますが、現在、但馬牛研修センターにつきましては、新規就農者の、畜産業に新規就農されている農家の方が令和6年まで使用されておりましたが、アパート牛舎のほうに移られまして、それ以降は使用がございません。令和7年度につきましても使用されない状況でございます。これ以降の見通しでございますが、畜産農家との情報共有をする中で、令和9年度から新たに利用していただく農家の方が入居される見込みでございます。

続きまして、二日市ふれあいセンターについてでございます。6款1項6目センター管理費の中で、二日市ふれあいセンターの関係で12節の委託料、また、14節の工事請負費を増額しております。先ほど議案のほうでも説明をさせていただきました二日市ふれあいセンターの地元への移譲ということに当たりまして、令和8年度、使用されない工房部分の解体撤去、また、それに伴う修繕工事ということで、必要な設計監理業務費と工事費を計上しているものでございます。

また、エアコンについて、引き渡す施設について、現在ちょっと不調ということで地元のほうから御要望いただいているエアコンを7年度の予算で取替えをいたしました。指定管理の協定書の中で、5万円以下、5万円以上ということで地元と町との負担区分を分けております。エアコンの取替えにつきましては、5万円以上の修繕ということになりますので、町の負担で取替えを行ったというものでございます。

あと、諸寄の基幹集落センターのエアコン改修工事ということで増額補正をさせていただいております。これにつきましては、諸寄基幹集落センターですね、以前よりかな

り建物が老朽化しておりまして、エアコンにつきましても機器の不調をお聞きしてたわけですが、空調の方式がかなり古いということで、取替えに当たって、かなり多額の予算をかける必要があるという状況がございます。一方で、施設の利用方針ということに関しましては今、公民館施設ということで施設の区分にはなっているわけですが、2階のほうには北前船の展示、文化財の展示というようなものも行われてるということで、現在、道盛邸の検討委員会が進む中で、そういった施設の用途につきましても一定の整理が行われるというふうにお聞きしておりますので、その間、必要最小限、施設の修繕をする必要があるということで、施設の中で一番利用されております集会室の部分に限定してエアコンの修繕を行うということで、その部分の必要最低限、エアコンの改修工事ということで予算計上をさせていただいてるものでございます。以上でございます。

○議長（池田 宜広君） 谷口商工観光課長。

○商工観光課長（谷口 薫君） 26ページ、リフレッシュ館管理費について、12節委託料の減額についての御質問でございます。入札を行いまして、入札の執行残につきましてを減額をするという補正をお願いするものでございます。入札手続ですので、当然、入札通知を出します際に仕様書をおつけしております。標準工事費等をつけた中での入札を実施しました結果、今年度末が近づきまして、これ以上、設計額、価格に増加は必要ないという、そういう判断をいたしまして、不用額について減額をするものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 1番、中村茂君。

○議員（1番 中村 茂君） 新年度予算に関わるということがありましたので、深くは言わなくてもいいと思うんですが、リフレッシュ館のプールについては、温泉を使った施設、温泉の熱交換で温水を提供する。一方では、今の予定では温泉を使った、リラックスできる寝湯ですかね、ああいうものを提供するっていうことがあります。大本は温泉を使うということがあります。

あそこに引湯される温泉は薬師湯から送ってくる湯なんですけど、一昨年、1年前でしたかね、リフレッシュ館が給湯ができなくて休んだときに、1週間ぐらい休んだんですよ、10日ぐらい休んだのかな。そのときに、配湯管の老朽化ということが言われてました。今回、リフレッシュパーク全体に対する引湯なんですけど、今回、大きな事業費をかけてプールの改築する中で一番根幹、施設を運営するための根幹、要は送湯管、これの老朽に対する対策も併せてされたらどうなんでしょうか。この設計、大きな設計、残すのであれば、別の問題じゃなくて、関連してるという気がします。ですから、一考の余地はなかったのかなと、そういうことを確認してみたいと思いますし、施設側、夢公社からいっても、送湯管なりの信頼性なり、そんな指摘もなかったのかなと、そんなことを併せて聞いてみたいと思います。

○議長（池田 宜広君） 谷口商工観光課長。

○商工観光課長（谷口 薫君） 御質問の薬師湯地下タンクから、薬師湯の地下タンク

という表現をしますと少し誤解が生じるかもしれませんが、中継場所として、薬師湯地下にあります1つ目のピット、タンクのほうからリフレッシュパークゆむらに向かって、リフレッシュパークゆむらのほうが管理をしておりますポンプを使ってくみ上げをしてみると、送湯してるということの御説明は先ほどおっしゃったとおりでございますが、そこから国道を横断しまして、ゆめ春来、あるいはそういった辺りを通りながら、リフレッシュ館のほうに湯が送られております。これらの送湯管につきましては、順次これまでの間、設置されて三十有余年、不良が起きますたびに、その該当箇所については、ある程度、一定区間を設けまして改修を繰り返してきております。それを一括で改修というふうな考え方については、当課としては、また、町として思っておりませんので、これまで十分不良の箇所を直しながら維持管理を続けているというふうに、一定の管理ができてるものと判断するところですので、このたびの館のほうのプールの改築等とその件については併せて考えるという思いはございません。

○議長（池田 宜広君） そのほかございませんか。

11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） それでは、質問をさせていただきます。

13ページ、14ページにかけて、新温泉町町長選挙費、それから議会議員選挙費と歳出がございますが、これについて、町民の方から、投票に行ったところ、そこの職員の対応について、やはり問題があるのではないかなというような声が上がっております。階段があって、つえをついて上がってるのに、どの職員も手を貸してもらえなかったと、その話が出ております。

それから、もう一つは、できれば、ほかの町も自治体でもやってる移動の投票所、それを設けてほしいということが出ております。ぜひ、これは選挙管理委員会ですから、私が直接どうかこうとか言えませんが、でも、そういうことは、これからやっぱり必要なことではないかなと思います。職員もしっかり手を貸してあげて、親切に対応することも必要だと思いますけども、その点についてはどうでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 選挙管理委員会に絡むことですので、答えられる範囲内で。

中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 選挙に関することで御質問をいただきました。投票所の職員の対応につきましては、選挙にかかわらず、日頃の業務に当たりまして住民に対する接遇等、日頃から啓発をしているところですけども、改めてそういったところの目線、住民目線というところを大切にしながら、共有を図りながら改善を図っていきたいというふうに思います。

また、移動投票所につきましては、これまでもいろんな御意見いただいております。今後について、いろんな角度から点検をし、また、選挙管理委員会の中でも議論をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（池田 宜広君） 11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） ぜひ実現のほど、新聞にも他町の実際にやったことが載っておりますので、町民的にも話題になっておりますし、ぜひ実現を求めていると思います。以上です。

○議長（池田 宜広君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 選挙管理委員会の中で、こういった議会のほうから御意見をいただいたということを共有し、今後議論をしていきたいというふうに思います。

○議長（池田 宜広君） 10番、河越忠志君。

○議員（10番 河越 忠志君） 25ページの商工総務費の中で、旧温泉高校の解体費用が見込まれています。この事業については、実際の調査をされて、解体したほうが事業者としては利用しやすいであろうという結論が出たというふうには認識してるわけですが、具体的にどの業者というか、どういった事業者がここを求めて事業を展開していただけるかということは全く未定の状態だというふうに思っています。

その中で、アンケートであれば、ある意味で無責任に、無責任って言ったらちょっと失礼ですけども、一般論的に回答してあり、概算としてどうだという論理が成り立ってきている結果だと私は思っています。その中で、この費用をかけて更地になった。じゃあ、その更地になったとこでお金を出していただいて、要はこの3億1,000万円を出していただいて、ここを取得していただいて、事業がプラス方向で展開されるか、あるいはむしろ、さらに町が費用を出してでも町の振興のためになる事業が展開されるということであれば、さらに補助を出す、そういったことは考えられると思います。

しかし、先に壊してしまうということは、もうなくなってしまうということです。その中で、様々な事業がまだ未確定な状態で、万一ある事業者、それも仮定ではあるんですけども、どれか一つでもあったほうがよかったのにというものがあって、それが本町にとっていい事業展開をもたらしていただけるとすれば、今設計して工事費がどれぐらいっていうことを把握するのは、これはとってもいいことだと思います。しかし、先ほどの二日市の公民館と同じように、先に壊してしまったら、もう取り返しがつかない。だから、現時点で、建物がある状態でこれを壊すことは町としてやりますよ、その中で公募をするなりして、事業者を選定して、本町にとって最もいい土地利用が得られるのであれば、それを模索するのがベストな方法ではないかなと。先に壊してしまったら、その可能性さえも比較検討がすることができない。実際の作文だけで上がってきたもの、そして、実際にそれぞれの企業者が本当に費用をかけて、ここで事業を展開しようという事業者が幾つかあって、それを本町が見極めるという過程がなければ、本当によかったかどうかというのは分からないのではないかと。現時点で全部、先に壊してしまうというのがベストだとは私には思えないんですけども、その辺りについて、この解体までに一定レベルで実際に事業者がここに手を挙げてもらえるということを検討、あるいは手を挙げてもらうということ自体を本町がチャレンジしてみて、それからの解体でもいいのではないかと思います、その辺りについてはいかがでしょうか。

○議長（池田 宜広君） ただいまのはほぼ一般質問に近いですから、そういった行為をしたかどうかの答弁をお願いします。

谷口商工観光課長。

○商工観光課長（谷口 薫君） このたびの補正で解体工事費増額ということについてお示しした内容については、昨年度の当初予算審議の中で、予算特別委員会におきまして既に流れは説明をいたした部分でございます。

まず、解体はまず一定の方向でありきということにありながら、どの建物を例えば残すか使うかというふうなことについては一定の調査が必要であろうということから、サウンディング調査を行うということを一先挟んでおります。今年度、令和7年度にサウンディング調査を実施いたしまして、もし使うとすれば、お気持ちがある方はそのサウンディングに参加をしてくださいと。また、取得、求めるような気持ちがなくても、一定の助言がし得るというふうなことがあれば、よかったら参考までに御意見をお聞かせくださいということで広く、いろんな業者を募集しまして、サウンディングをかけたところでございます。

結果、4社が参画をいただきまして、おおむね全ての事業所において、旧耐震であるということが、そもそも利用ができない原因であると。旧の耐震基準であるということが、全くもってどなたも使い勝手が悪いというふうに判断されるものと思うという総体的な意見がございました。

そういったことを踏まえまして、サウンディングの調査結果として、当課といたしまして、町としまして、全て解体をするという方向性を判断をした上で、当初、昨年度、1年前に予定しておりましたとおり、3月補正において解体工事費を計上し、財源として合併特例債を活用すると、その方向性を見いだしたところでございますので、昨年度、1年前から決定しておりましたストーリーのとおり、今年度予算執行を図ったところでございます。

○議長（池田 宜広君） 10番、河越忠志君。

○議員（10番 河越 忠志君） 実施されたサウンディング調査に参加された企業さんは、実際に本気でこの土地を事業の展開に考えておられる事業者さんばかりだったのかどうか、そこについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（池田 宜広君） 谷口商工観光課長。

○商工観光課長（谷口 薫君） 4社のうち1社については、関心があるというような企業様でおられました。残り3社につきましては、かなり遠方の事業者でありましたが、サウンディングに参加していただいた理由としては、既に旧の学校施設、一旦用途を終えた学校施設を利用されて、何かしら事業をしておられる事業所ということで、ヒアリングに参加をいただいたという経過がございます。いずれにしても、実績として、旧校舎等を解体したという実績がある事業者から、この施設は旧耐震であることが全くもって利用ができないという、そういう判断を、助言をいただいたということについて

は非常に大きな結果かなというふうに思っておりますし、関心があるというふうにおっしゃった事業所については、実際、建物についての解体については、確約についてその場でしっかりと判断いただけるような状況ではございませんでした。町としては総合的に判断をしまして、当初予定をしておりましたとおり、残す建物については何も判断ができないということで、全てを解体するという一定の方向性を見いだしたということでございます。

○議長（池田 宜広君） 10番、河越忠志君。

○議員（10番 河越 忠志君） 私は、この旧温泉高校の跡について、今までから手を挙げられた事業者はあったというふうに認識しています。それについては、町側として、極端な御判断の中身は分かりませんけれども、適当ではないという判断の中でお断りをされてきたというふうに思っています。つまり、サウンディングの中での応じられた4業者さんは、実際にはここに手を挙げられない、関心があったというところの事業者さんは分かりませんけれども、実際にここに来ようと思った事業者というのは現実にはあって、その中で、まだまだ実際に事業として手を挙げてもらうということについてはゼロではないというふうに考えています。そのときにサウンディングでの解体っていうものが解体、実際に判断としてあったということについては、私は、参考ではあっても、それが原因として今回実施された、そういったことの中では、これはある意味で実際の事業者を探すということが先ではないかなと思います。そういったことの中で、これを見直す、実際の執行を見直していただき、予算は持っていても実際の執行はその後にするということができるのかどうか、それについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（池田 宜広君） 谷口商工観光課長。

○商工観光課長（谷口 薫君） 今お願い申し上げますのは、今年度、令和7年度予算の補正予算でございます。この予算を一時保留して、何かしら一定期間、この建物を手に入れたいというふうな方々をお待ちして、解体に臨んでいいましても、工事期間が12か月あっても足りるかどうかなというふうなことを見込んでおりますので、今申し上げましたが、7年度予算ということで4月以降、繰越予算として執行してまいります。今おっしゃっておられることについては、とてもお引き受けいたしかねるというふうに判断いたします。

○議長（池田 宜広君） そのほか。

11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） 1点、18ページの保健衛生費の中で病院まつり事業ということで、これは精算だと思いますけれども……。

○議長（池田 宜広君） 委員長、所管ですから。

そのほかございませんか。ございませんね。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔討論なし〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

暫時休憩をいたします。

午後 3 時 2 1 分休憩

午後 3 時 2 2 分再開

○議長（池田 宜広君） 再開いたします。

ただいま休憩中に御協議をいただきましたとおり、議案第 3 9 号から議案第 4 3 号までの令和 7 年度特別会計及び公営企業会計 5 会計の補正予算につきましては、一括上程をし、質疑、討論、採決は会計ごとに行います。

日程第 4 0 議案第 3 9 号 から 日程第 4 4 議案第 4 3 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 4 0、議案第 3 9 号、令和 7 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について、日程第 4 1、議案第 4 0 号、令和 7 年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、日程第 4 2、議案第 4 1 号、令和 7 年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第 3 号）について、日程第 4 3、議案第 4 2 号、令和 7 年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について、日程第 4 4、議案第 4 3 号、令和 7 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第 3 号）についてを一括議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議案第 3 9 号、令和 7 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）についてから議案第 4 3 号、令和 7 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第 3 号）についてまでにつきましては、それぞれ補正を行う必要が生じたので、御提案を申し上げます。

内容について、休憩中に担当課長が説明を申し上げたとおりであります。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 議案第 3 9 号、令和 7 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。ございませんね。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

議案第 40 号、令和 7 年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔討論なし〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

議案第 41 号、令和 7 年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第 3 号）について、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔討論なし〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

議案第 42 号、令和 7 年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔討論なし〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

議案第４３号、令和７年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第３号）について、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔討論なし〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第４５ 議案第４４号

○議長（池田 宜広君） 日程第４５、議案第４４号、令和８年度新温泉町一般会計予算についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案理由の説明は、去る２月２５日の本定例会の冒頭に施政方針で明らかにされておりますので、省略をいたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております令和８年度新温泉町一般会計予算については、予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本件につきましては、予算特別委員会を設置し、これに付託をして審査することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。予算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第８条第４項の規定により、議長を除く１３名の委員を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、予算特別委員会委員は、議長を除く１３名の委員を選任することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

午後３時２９分休憩

午後３時３１分再開

○議長（池田 宜広君） 再開いたします。

次に、予算特別委員会の委員長及び副委員長の選任であります。委員会条例第９条第２項の規定により、委員会において互選となっております。

休憩中に互選をしていただいておりますので、御報告をいたします。

予算特別委員会委員長に 1 番、中村茂君、副委員長に 10 番、河越忠志君が選任をされております。

予算特別委員会は会期中に御審査をいただきますようよろしくお願いをいたします。
暫時休憩をいたします。

午後 3 時 32 分休憩

午後 3 時 32 分再開

○議長（池田 宜広君） 再開いたします。

ただいま休憩中に御協議をいただきましたとおり、令和 8 年度特別会計予算及び公営企業会計予算の 9 会計につきましては、一括上程をいたします。

日程第 46 議案第 45 号 から 日程第 54 議案第 53 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 46、議案第 45 号、令和 8 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第 47、議案第 46 号、令和 8 年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第 48、議案第 47 号、令和 8 年度新温泉町介護保険事業特別会計予算について、日程第 49、議案第 48 号、令和 8 年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計予算について、日程第 50、議案第 49 号、令和 8 年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計予算について、日程第 51、議案第 50 号、令和 8 年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算について、日程第 52、議案第 51 号、令和 8 年度新温泉町水道事業会計予算について、日程第 53、議案第 52 号、令和 8 年度新温泉町下水道事業会計予算について、日程第 54、議案第 53 号、令和 8 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算についてを一括議題といたします。

上程議案に対する町長の提案理由の説明は、本定例会の冒頭に施政方針で明らかにされておりますので、省略をいたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 45 号、令和 8 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算から議案第 53 号、令和 8 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算までの 9 議案につきましては、予算特別委員会に付託することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、議案第 45 号、令和 8 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算から議案第 53 号、令和 8 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算までの 9 議案につきましては、予算特別委員会に付託することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。50 分まで。

午後 3 時 35 分休憩

午後 3 時 4 9 分再開

○議長（池田 宜広君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第 5 5 議案第 5 4 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 5 5、議案第 5 4 号、令和 7 年度新温泉町一般会計補正予算（第 1 2 号）についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和 7 年度新温泉町一般会計予算に補正の必要が生じたので、御提案を申し上げます。

内容について、担当課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 朝野こども教育課長。

○こども教育課長（朝野 繁君） それでは、議案第 5 4 号、令和 7 年度新温泉町一般会計補正予算（第 1 2 号）について説明をさせていただきます。

補正予算書のタブレット 2 ページを御覧ください。このたびの補正予算は、債務負担行為の補正を行うものでございます。

次のページめくっていただきまして、補正予算書の 1 ページを御覧ください。債務負担行為の補正の内容でございます。表を御覧いただきまして、大庭認定こども園耐震補強改修事業に係る令和 8 年度の債務負担行為の限度額として 3 億 8,900 万円の設定をお願いするものでございます。この事業に係る管理費と工事費の予算を全額、令和 8 年度予算に計上するものでございます。令和 7 年度の財源は緊急防災・減災事業債を予定しています。

この事業につきましては、これまでから説明をさせていただいてるとおり、令和 8 年度に大庭認定こども園を休園し、耐震補強のほか、老朽改修、安全改修、バリアフリー化等を行うもので、工事期間は、2 月の議会臨時会の説明から見直しを行いまして、本年 4 月中旬から令和 9 年 3 月下旬を予定しています。令和 9 年 4 月には改修後の大庭認定こども園での教育・保育を開始したいというふうに考えております。この工事期間を考慮しまして、令和 7 年度中に入札通知を行うため、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。この補正予算を御議決いただきましたら、入札を行いまして、業者が決定しましたら、仮契約の後、4 月に議会臨時会を開催いただいて、工事請負契約締結の議案を御提案させていただきたいと考えております。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

質疑は、歳出、歳入、総括を一括で行います。質疑はございませんか。ございませんね。

6 番、岡坂遼太君。

○議員（6 番 岡坂 遼太君）　そうですね、何ていうんですかね、細かい点から大きなところまでちょっといろいろと質疑あります。5 点ほどあります。

再開後、サービスについてですけども、一時預かりやこども誰でも通園制度等の保育サービスについて変更があるのかをお尋ねしたいです。

また、設計の面ではプール撤去されているんですけども、これの今後対応、仮に整備されたときに夏の対応というのはどのように考えておられるでしょうか。

また、0 歳児保育についても答弁を整理したいと思います。過去の大庭認定こども園関連予算について、賛成議員からも反対議員からも 0 歳児保育を設ける提案がありましたけれども、どのように検討されてきたのでしょうか。

今回の資料、委員会のほうの資料では、財政的あるいは人材確保的に難しいというふうなことがあったんですけども、過去の当局の説明では、敷地面積等の関係で 0 歳児は無理だというふうなことを言われていたことと、かなり乖離のある説明が書かれているように思います。ですので、過去の答弁との違いというものをちょっと整理していただきたいです。財政的に難しいということであれば、実際、0 歳児保育の環境整備単体では幾らかかる見込みであると考えているのかをお伺いしたいです。

次いで、現在の大庭認定こども園設計図はどのような想定、つまり、こども園として何年使う予定で、何年の長寿命化の予定で設計されたものであると認識されているでしょうか。

最後に、先日、新聞のほうに検討委員会に関わる浜坂地域のこども園整備の記事が書かれており、その書きぶりが私が答弁、今までいただいた中の認識と違いましたので、確認いたします。新聞には 2 0 3 1 年頃までに着工目標というふうに書いてありました。2 0 3 1 年頃までの着工目標というこの表現は正しいのでしょうか。2 0 3 1 年頃完成というふうなものではないのでしょうか。そこの辺りをお伺いしたいです。

また、いずれにしても、この検討委員会を通すことによって大きな変更が生まれております。大庭認定こども園改修後、早ければ 3 年後には浜坂認定こども園の新園舎の可能性があったのかなというふうに思っております。検討委員会をかませることによって、2 年間の検討期間がありますので、そこから整備をするにしても、5 年は今後、浜坂認定こども園整備というのは進まないだけではなく、0 歳児保育環境も整備されないということが考えられます。そのような計画に変わっていると思います。私のこの認識は正しいのか、ちょっと御答弁いただきたいです。お願いします。

○議長（池田 宜広君）　朝野こども教育課長。

○こども教育課長（朝野 繁君）　まず、再開後の一時保育、こども誰でも通園制度の関係でございます。大庭認定こども園の再開後の一時的保育につきましては現行と同じ扱いを考えておりますし、こども誰でも通園制度につきましては、浜坂認定こども園での実施との兼ね合いで今後検討していきたいというふうに考えております。大庭認定こ

ども園で行うのかどうかというところも含めて、そこは検討していきたいと思います。一時的保育も今、限定的な運用になっておりますので、そこの兼ね合いで検討していきたいと考えております。

あと、プールの関係でございます。今、撤去予定ということで、これにつきましては、整備された後に組立て式のプールを使用するという予定にしております。

それと、0歳児保育の検討でございます。資料のほうに財政面、人材の面が記載してあるということで御意見いただいているところでございますけども、資料には財政面の影響の中で書かせていただいているので、そのことも追加で書かせていただいているところでございますが、0歳児保育を行うには、0歳児の保育室、調乳室、沐浴室の施設整備、要はそういう工事費がかかる部分もあるということで書かせていただいております、さらに保育教諭の配置が必要となるということで説明を書かせていただいているところでございます。ですので、整備する部分としましては、0歳児の保育室、調乳室、沐浴室の整備が必要となるということで、その敷地面積の案件も出てくるということは当然であろうかなというふうに思っております。

あと、大庭認定こども園、今後何年使用するのか、長寿命化の観点で御意見いただいているところでございますけども、再整備後はそれなりの年数が使えると、新築と同じような形で使えるんじゃないかというふうに思っております。それは耐震補強を行って、施設整備を行いますので、10年で使えなくなるとか、そういうものではないというふうに思っておりますので、町教育委員会のほうでは、そのような浜坂地域の認定こども園の新たな整備方針が出たときに、もし大庭認定こども園を使わないというような方針が出たときには、今後の活用策についても御提案、今の案を提案させていただいているところでございます。

あと、記事の書きぶりで、2031年頃に着工ということで御意見をいただいているところでございますけども、これは常任委員会の資料を御覧いただくと分かるということでございまして、今後のスケジュールは、令和8年度から令和9年度に検討計画を策定すると。その後、令和10年度から令和13年頃にこの検討計画を立てたものを実現していくということで、最終は新しい認定こども園の整備をしていきたいと考えておりますので、着工ということではなく、令和13年頃を目指しているという資料を作成させていただいております。

ですので、0歳児保育の部分につきましても、これまでの説明では、新たな認定こども園の整備の中で施設整備をしていくということで説明をさせていただいておりますので、この資料のとおりということで、施設整備ができたときに、0歳児保育も考えてるという資料を常任委員会の中で説明をさせていただいております。

○議長（池田 宜広君） 6番、岡坂遼太君。

○議員（6番 岡坂 遼太君） では、2031年頃の整備の中で0歳児を対応するので、それまでは0歳児の対応はされないというふうなことでよろしいでしょうか。

また、町として、大庭認定こども園の説明に関して、説明と方針に関しては変わっていないというふうな感じのスタンスで、私は説明を受けてるんですけども、実際には設計段階で50年の施設が目標の20年使える、あるいは新築と同じような感じというふうな形がありましたけれども、長く使う設計をされているんですよね。それを、こども園としても、少なくとも10年は使うかなというふうな前提で動かれていて、その設計のものなんですね。しかしながら、途中で変わっているのは6年後ないし、そのくらいには施設転用を行うと。施設転用を行う前提で整備するのであれば、施設転用を前提とした設計であったり、様々な機器の更新を考えた内容にすべきではないのでしょうか。でなければ、今の整備にお金がかかり、その後にもさらにお金がかかるということが十分に考えられます。それは間取りであったり、強度的なものであったり、キッチンの関係であったり、水回りの関係であったり、そういったことが含まれると思うんですけども、その前提となる、設計の前提となる仕様と今やろうとしている整備との整合性がなくなっていることについてはどのようにお考えでしょうか。その2点をお願いします。

○議長（池田 宜広君） 朝野こども教育課長。

○こども教育課長（朝野 繁君） 常任委員会の資料でお示しさせていただいている資料のとおりになりますので、新たな施設整備ということで、常任委員会で説明させていただいてるのは、令和13年頃には実現したいということで記載をさせていただいておりますので、そのように、御質問のとおりかなと思っております。

方針を変えていないということではなくて、方針を変えていないというのは、このたびの大庭認定こども園の耐震補強改修工事の計画の内容については、当初説明をさせていただいてから変更していないということでございます。途中で転用するということの説明については、これまでからいろんな御意見をいただく中で、こういうことも御説明していかないと御理解いただけない部分があるというところで、今まで出していなかった資料を新たに3月の常任委員会で説明をさせていただいて、より丁寧な今後の活用策まで説明をさせていただいたということでございます。ですので、今考えている大庭認定こども園の整備方針をどうにかお認めいただきたいというところで、今後の計画であったり、活用策についても、当初は2月の臨時会ではそこまでは資料として提出していなかったんですけども、どうにか今の整備計画を認めていただきたいということで、今後の方針であったり、活用策についても今考えられるものを提出させていただいて、説明をさせていただいて、どうにか御理解をいただきたいということで資料として提出させていただいたところでございます。以上です。

○議長（池田 宜広君） 0歳児の答えは返ったかな。

○議員（6番 岡坂 遼太君） いや、返ってはいないです。

○議長（池田 宜広君） 0歳児は2031年頃まではしないのかという質疑がございました。

答弁、森田教育長。

○教育長（森田 篤志君） 0歳児のことにつきましては、これまでから議員さんのほうでもいろいろと提案はしていただいております。先ほど課長のほうからも申し上げましたけども、来年度から2年間かかる望ましい教育環境整備検討委員会の中では部会を設けまして、0歳児のほうの整備についてちょっと検討に入ろうかというふうなことは課内で今、検討しているところでございます。仮にです、仮にの話なんですけども、例えば浜坂認定こども園に仮設園舎ができています。仮設園舎撤去になった後のスペースなんかも、これ使えるかなってというようなところはまだ検討に入る余地のところ、その話題に上がっている段階でありまして、2031年度まで放っておくというわけではなくて、そのあり方検討委員会の中でも検討しながら、早めにそういう対応を取っていきたいというふうには考えております。

○議長（池田 宜広君） 6番、岡坂遼太君。

○議員（6番 岡坂 遼太君） 望ましい教育環境整備検討委員会は新年度予算ですので、細かいことがちょっと聞けない場ではあるんですけども、あれは令和8年度にアンケート等を取って、令和9年度でその後の計画を立てていくというものですので、丸2年間、検討・調査に使って、その後の整備となるのは非常に遅いという判断ではないかなというふうに私は思いますし、過去の一般質問でも地域型保育なりで0歳児というのは小さい施設で整備できるのではないかと提案しているとおり、即座に動ける内容でもあると思います。

また、議会で認められるために変えてきた部分があると、計画を。その計画を変えることによって、もともと通っていたものとの整合性が成り立っていない部分があるということとはしっかりと認識した上で、今後、建設の入札等があるときには仕様部分は考えなければならないのかなというふうに思っております。

また、今年度出生数に関して、浜坂地域は20名程度であります。望ましい教育環境整備検討委員会では、浜坂地域のというふうな表現があったような気がするんですけども、正直、そのレベルではないというふうに考えておりますので、そこを踏まえて検討していただきたいです。浜坂地域で20名しか今年度生まれていないことが、来年度以降どうなるか分かりませんが、大庭認定こども園を今回この規模で、この内容ですって使えるというふうな話がありました。ずっとという、長い期間使えるであろうという話がありました。そうすると、浜坂認定こども園整備の必要がなくなるという可能性が検討委員会の中で出てくると思われます。そういったことは十分に踏まえないといけない整備だと私は思いますが、その可能性については御認識されているのでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 朝野こども教育課長。

○こども教育課長（朝野 繁君） まず、令和8年、望ましい教育環境整備検討委員会の関係でございます。これにつきましては、説明させていただいておるとおりで、令和8年度にアンケート調査を行いまして、アンケート調査のみではなく、会議も開催しながら行っていく予定にしております。さらには令和9年度にも検討委員会を行いまして、

そこで整備計画を出していきたいというふうに考えております。認定こども園だけではなく、小・中学校についても検討していきますので、それなりの期間がかかると思っております。

また、入札の仕様を考えるべきではないかということですが、あくまでも今の活用策というのは案でございます。ですので、これは何らかの方針が示された後どう活用するのかという部分の案でございますので、まずは大庭認定こども園の整備をさせていただくということが大前提ですので、この仕様というのは変わらないと思っております。

あと、出生数から、浜坂地域の認定こども園について検討していくということではなく、全町的であるということでの御意見かなというふうに思いますが、そこについては教育長も全町的に考えていきたいということで申し上げておりますので、そこは浜坂地域だけでなく、全町的に小・中学校についても検討していく必要があるというものでございます。以上でございます。

○議員（6番 岡坂 遼太君） 浜坂認定こども園整備の可能性がなくなるという意味ですか。

○こども教育課長（朝野 繁君） すみません、浜坂認定こども園の施設整備が不要という考えは教育委員会、全然持っていないです。浜坂認定こども園については、耐震補強は必要ないんですが、老朽化しておりますので、その対策が必要ということでございますので、保護者の皆さんにも、大庭認定こども園の整備の次には、浜坂認定こども園の整備について検討していく必要があるということを説明させていただいております。これも急ぐ案件というふうには思っております。

○議長（池田 宜広君） そのほかございませんか。ございませんね。

13番、小林俊之君。

○議員（13番 小林 俊之君） 質疑はやめようと思ってたんですけども、一言だけ。前の山本教育長が質疑答弁の中で、大庭、今通ってる子供たち、どうしても大庭認定こども園を卒園させたいと、せめて6年間、どうしても卒園させたいと。でも、出生数が減少しているこの町においては、統廃合はどうしても仕方がないと。だから、6年後に不登校の子供たちを集める施設か何かに転用してやっていきたいと、そういう具合にこの場で発言をされました。この言葉は教育委員会の中ではどのように位置づけされたとか、残っていると、その辺のコメントをお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 朝野こども教育課長。

○こども教育課長（朝野 繁君） 今の御質問でございますけども、山本教育長が個人的な意見ということで説明をさせていただいております。ただし、それについては教育委員会としても重く受け止めておりますし、そのまま方針、その方針でいきますとまでは言えないんですけども、ただ、それを何か棚上げするようなことは全然考えていないですし、山本教育長のされた発言を参考にしながら、今後の議論を進めていきたいとい

うふうに考えております。

○議長（池田 宜広君） そのほかございませんか。ございませんね。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を打ち切ります。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

まず初めに、本案に対し、反対者の発言を許可いたします。ございますか。ございませんね。

〔反対討論なし〕

○議長（池田 宜広君） 次に、本案に対し、賛成者の発言を許可いたします。

11番、中井次郎君。中井委員長、ちょっと待って。

暫時休憩をいたします。

午後4時12分休憩

午後4時12分再開

○議長（池田 宜広君） 再開をいたします。

では、本案に対し、賛成者の中井次郎君の発言を許します。

○議員（11番 中井 次郎君） それでは、今の議長のお話も参考にしながら、私は議案第54号、令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第12号）に賛成の立場から討論をいたします。

この予算は、大庭認定こども園の耐震補強改修事業の経費を計上したものでございます。一日も早い対応が必要です。

今年1月6日に起きた島根県東部地震では、大庭認定こども園もその影響を受けました。新温泉町は震度2でした。1歳児、発生時は遊戯室で遊んでいたが、戸外にいた職員が知らせてくれ、すぐに園庭に避難したと、トイレに行った園児や職員もいたが、揺れに気がついて、避難をした。2歳児、保育教諭の姿が見えないと不安がり、近くにいても落ち着かなかった。日頃の避難訓練により職員、園児に冷静な対応を指示したが、しかし、園舎の劣化とともに震度6から7程度で倒壊または崩壊する可能性があるため、園児、職員、保護者の不安が増幅されることに対し、強い危機感を抱きます。このような声が現場から出ています。

安全なこども園、安心して過ごせるこども園は町民全体の願いです。議員諸氏全員の賛同を得て、工事に一日も早くかけられるように求めて賛成討論といたします。ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） そのほか討論はございませんか。

まず初めに、本案に対し、反対者の発言を許します。ございませんね。

〔反対討論なし〕

○議長（池田 宜広君） 次に、本案に対し、賛成者の発言を許可します。

9 番、浜田直子君。

○議員（9 番 浜田 直子君） 大庭認定こども園の耐震補強改修事業について、地域の現実と住民の思いを踏まえて御判断いただきたく、賛成の立場から討論いたします。

この問題は、町として何年も決まらないまま、長い年月、保護者も職員も、そして地域の方々も不安を抱えながら過ごしてこられました。大庭認定こども園に関しては、本体の設計が令和6年、昨年2月に出来上がっていても、仮園舎が決まらないなど遅れ、大庭認定こども園保護者会長ほか667名が出された早期整備と大庭認定こども園の存続の請願が出され、全員賛成で議会では採択され、ようやく今回、事業が動き出し、仮園舎も進み、保護者も職員もこれで前に進めると準備を始めていました。しかし、2月の臨時会での突然の否決によって、この事業は止まり、その希望は再び不安と心配へと逆戻りしてしまいました。この落差がどれほど大きな心の負担を生んだか、議会として責任の大きさを感じています。

その間、子供や赤ちゃんを抱えながらも、議会やあちらこちらと足を運び、署名を集め、いろんな方と話し合い、地域の方々、区長さんたちとも動いたお母さんたちの姿がありました。子育てで日々忙しい中、そこまでせざるを得なかった現実には住民の切実な、お母さん、お父さんの我が子に対する愛の大きさを感じました。これは、議会としても軽んじてはならない事実です。私にできることは何だろうと、力不足を感じることもありながら、何としても安心につながることを始めたいと強く願っています。

聞くとところによりますと、大庭認定こども園の請願には、660名の中には、たくさんの方がありますが、その8割、9割ほどの地区の区長さんが署名を寄せてくださったそうです。地域の皆さんがこの園をどれほど大切に思い、必要としているかの何よりのあかしだと感じています。小規模だからこそ生まれる手厚さ、子供たちの穏やかな表情、何かがあってもすぐに行ける、近くて身近な地域で子育てを続けたい、そして、地域の方々の見守りは数字でははかれない大切な価値です。地域の多くの方がこの園を守りたい、地域の歴史文化を守りたいと願っていることは、私は何度も実感してきました。

一方で、長年の未解決によって、既に町の信用は揺らいでいます。ここでさらに議会自らが一度示した方向を覆すような判断を重ねれば、信頼はどうなるのでしょうか。決めたことが決まったとおりに進まないという印象は、地域の将来にとって大きな影響を及ぼします。信用を守るとはこども園の整備と同じぐらい重要な公共の責任です。さらに、住民の方々からはなぜなのかという疑問があります。それについても、議会全体の信頼に関わる問題として、私たちは住民の目線に立ち、疑念を残さないよう考えていくべきと感じています。

このたびの事業は、単なる支出ではなく、未来への投資と言えます。こども園の整備が子育て世代の定住、人口減少対策、安心して働ける環境づくり、子供の安全と成長のため、今の子供たちを一番に考え、未来をつくる町となるための基本と考えます。そう

した考えを踏まえ、単なる施設整備でなく、子供たちの未来と地域が大切に育んできた温かさを守ることにつながっています。

今回の判断は、子供たちの未来と地域の誇りを守る一歩になると信じています。そして、住民と行政と議会がもう一度、同じ方向を向くための再スタートになるのではないのでしょうか。当町のキャッチフレーズ「子育ての夢がひろがるしんおんせん」とともに、ますます子育ての町となるよう、原案に賛成いたします。

子供たちが安心して過ごせる日々、お母さん、お父さん、保護者、地域で穏やかに子育てできる日々を早く送れるよう強く願い、賛成討論といたします。皆様の御賛同をよろしく願いいたします。

○議長（池田 宜広君） そのほか討論はございませんか。

〔討論なし〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「採決」と呼ぶ者あり）

採決。

これから本案を採決いたします。

採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田 宜広君） 起立 8 名。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第 5 6 請願第 1 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 5 6、請願第 1 号、新温泉町議会の生中継及び録画配信に関する請願についてを議題といたします。

請願に対する委員会の審査報告を求めます。

森田議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（森田 善幸君） 請願審査報告を行います。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、新温泉町議会規則第 9 3 条の規定により報告いたします。

1、審査事件。請願第 1 号、新温泉町議会の生中継及び録画配信に関する請願について。令和 8 年 2 月 2 5 日、議会運営委員会に付託されました。請願者は、新温泉町浜坂 1 2 5 3、新温泉町の幼児教育・保育を考える会、座長、渡邊大直氏外 5 名であります。

審査の結果。令和 8 年第 1 4 5 回新温泉町議会定例会 1 日目、2 月 2 5 日であります。が、の本会議において、本委員会に付託された事件であります。その後、会期中における審査事件として、令和 8 年 3 月 2 日開催の議会運営委員会において審査を行いました。審査においては、ケーブルテレビは温泉地域のための放送で不公平ではないか、請願に 3

つの項目があるが、どのように採決を採るのか、採択された場合、どう対応するのかなどの意見が出されました。

審査の後、当委員会は3対2の賛成多数で採択すべきものといいたしました。

以上で請願審査報告を終わります。

○議長（池田 宜広君） 委員長の報告は終わりました。

審査報告に対する質疑がございましたらお願いをいたします。ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） 森田委員長、御苦労さまでした。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。ございませんね。

〔討論なし〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。この請願に対する委員長の報告は、採択です。

この請願を委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、この請願は、委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

_____ . _____ . _____

○議長（池田 宜広君） お諮りをいたします。以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会したいと思います。明日は休会になります。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会します。明日は休会にすることに決定をいたしました。

本日はこれで散会し、明日は休会といたします。

次は、3月25日水曜午前9時から会議を開きますので、議会議事堂にお集まりをください。長時間お疲れさまでした。

午後4時27分散会
